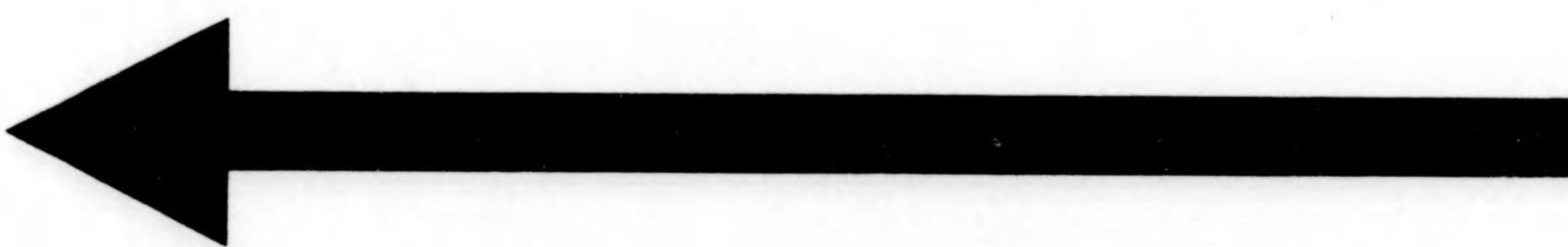
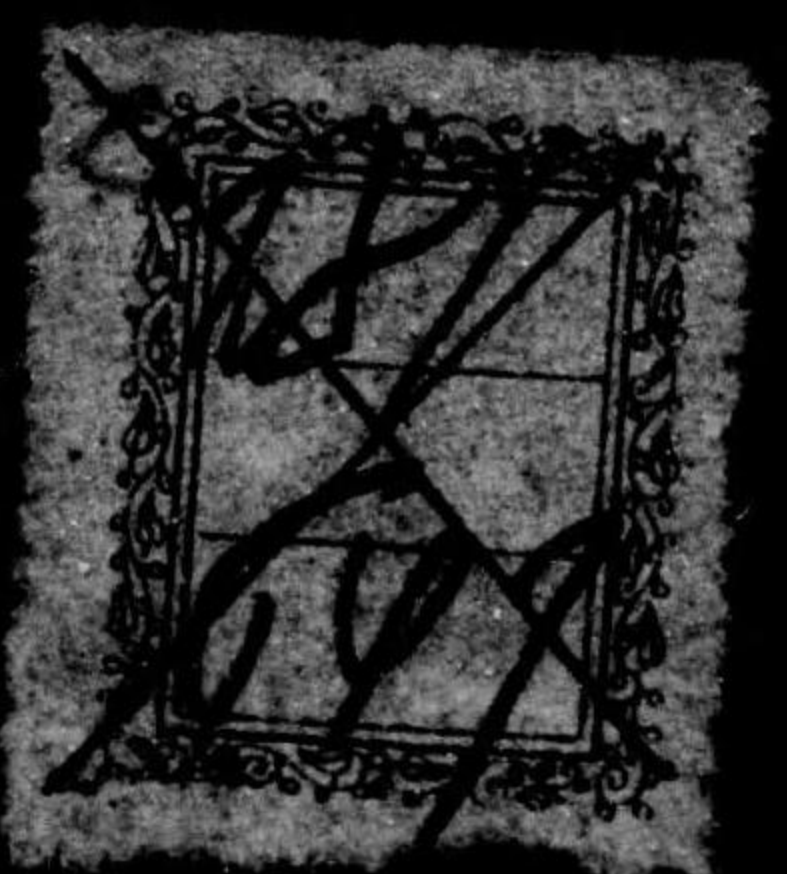


始

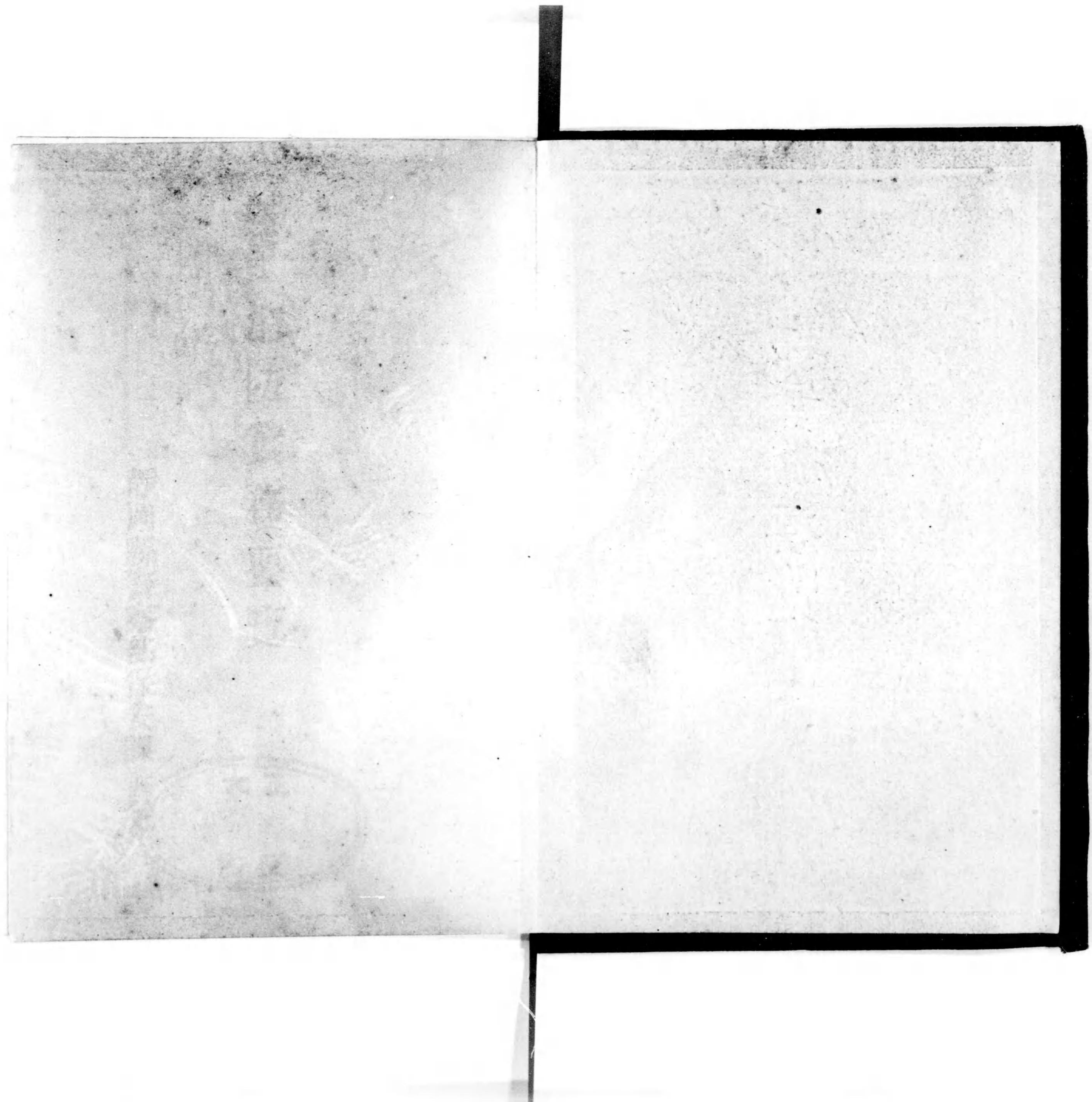


特



消防實務要覽





特100
222



消防實務要覽

静岡縣警察部保安課發兌



序

人類ノ生存ト火力ハ寸時モ缺クヘカラサルモノナリト雖モ一面ニ於テ火害亦免ルヘカラス 然レトモ此ノ種災害中不可抗力ニ基カサル限リハ必ス各人ノ注意力及共同力ニ依リテ未然ニ之ヲ防止スルコトヲ得ヘシ 故ニ平素ニ於ケル防火的施設ハ固ヨリ忽諸ニ付スヘカラサル處ナレトモ一旦出火ニ際シテハ迅速ニ之ヲ鎮滅シ得ヘキ訓練亦最モ緊要ノコトニ屬ス是單ニ各自ノ生命財産ヲ保全スルニ必要ナルノミナラス實ニ社會生活上ノ一大義務ナリト云フヘシ

夫レ消防ノ事業タルヤ主トシテ消防組員ノ義勇奉公ノ精神ニ富メルヲ基本トスルハ勿論ナリト雖モ同時ニ文明的機械器具

ヲ完備シ之ヲ操縦シ且ツ應用スヘキ技能ヲ有スルニ非スムハ未タ完全ナリト云フ能ハス故ニ火災ノ豫防鎮壓ヲ以テ任務トスル警察官及消防組員ハ常ニ學理ノ研究ト實務ノ訓練トニ努メ以テ其目的ノ達成ヲ期セサルヘカラス
今此ノ消防實務要覽ノ内容ヲ觀ルニ學理ニ趨ラス形式ニ泥マ
ス消防事務ノ梗概ヲ叙シテ寔ニ實務家ノ好伴侶タルヲ認ム乃チ聊カ所見ヲ述ヘテ卷首ニ冕スト云爾

大正十年九月六日

静岡縣警察部長 辛島知巳

はしかき

一、近時消防改善の叶ひ各地に漲り時代の進歩と共に發展し
斯界の著書漸次多きを加へたるは國家の爲め同慶に不堪
然るに未だ平易簡單且つ携帯便利にして實際家の參考書
なきは遺憾とす

一、茲に警察官と消防組員の實務參考たらしめんとし火災豫
防の大要より消防組々織及機械器具の購入、火災出場茲
に現場に於ける任務現場引上げに至るまでの消防の觀念
を最も平易簡單に述べ次に森林火災の豫防より演習式場
の順序点檢及び操典の號令其他消防組に必要な諸書式
を掲げ以て書類整理の便に供せんとす

一、只本書固より能く其の期待に背かざらんことを自負し難し讀者の批判を請ひ大成は之を他に俟たん

「小河前警視、會根警部、湯原警部補各位本書ニ對シ多大ノ援助セラレシコトヲ感謝ス」

大正十年八月下浣

於警察部保安課

著者識

消防實務要覽目次

一、	火災豫防に就て……………	一
(イ)	火災の損害……………	一
(ハ)	火災の原因……………	二
(ロ)	豫防方法……………	三
(一)	消防組々々の大要に就て……………	五
(イ)	設置……………	五
(一)	消防組設置申請……………	七
(二)	消防組々々の組織變更申請……………	八
	(部數増加)	八
	(部數減少)	九
(三)	消防組部名變更申請……………	二
(四)	消防組々々の組織變更申請書……………	二
	(人員増加又は減少)	二
(ハ)	止……………	三
(ロ)	組織……………	三
(ニ)	組員の任命資格……………	三

(ホ)	組員の任免權	一五
(ヘ)	組員の諸給與	一五
(ト)	服 務	一八
(チ)	指揮監督權	二〇
(イ)	消防機械の購入に就て	二一
(ロ)	腕力的破壊消防	二二
(ハ)	冷却的機械消防	二三
(ニ)	機械的消防	二三
(ホ)	機械の撰擇及購入標準	二三
(イ)	消防機械の大意に就て	二四
(ロ)	瓦斯倫唧筒と消火器	二四
(ハ)	瓦斯倫唧筒	二五
(ニ)	瓦斯倫唧筒に於ける發動機要部の名稱及其の効用	二五
(イ)	瓦斯倫唧筒運轉法の大意	二七
(ハ)	消火器の種類及其の効用	二九

(ニ)	破壊式と廻轉式との比較効用	三一
(三)	液体消火器の藥品及其の有効期間	三一
(四)	消火器検査法	三一
(五)	藥品検査法	三三
(ニ)	腕用唧筒検査法	三四
(一)	無氣及壓力の検査方法	三四
(二)	手掌に依る検査方法	三四
(三)	放水に依る検査方法	三五
(四)	分解検査方法	三六
(ホ)	腕用唧筒修整法	三六
(一)	常時に於ける修整法	三六
(ニ)	唧筒に對する修整	三九
(三)	附屬器具に關する修整	三九
(二)	非常時に於ける應急修整法	四三
(一)	唧筒に對する應急修整	四六
(二)	附屬器具に對する應急修整	四八

(一)	腕用唧筒分解法	五〇
(二)	分解の順序方法	五〇
(一)	組立の順序方法	五二
(二)	消防用の水利調査に就て	五三
(一)	水利調査の方法	五三
(二)	水利調査の連絡	五四
(一)	水利の種類	五四
(二)	天然的水利	五四
(三)	人工的水利	五四
(一)	唧筒使用上水利の標準	五五
(二)	火災の警戒任務に就て	五六
(一)	常時の任務	五六
(二)	非常時の任務	五七
(一)	警報の任務に就て	五七
(二)	警 鐘	五八
(一)	信號係の任務	五八

(一)	出火距離の見方	五九
(二)	電光力信號方法	六一
(三)	東京市に於ける通信機關に依る火災発見と其の損害	六二
(一)	火災出場に就て	六三
(二)	出場の心得	六三
(三)	先發消防部員の編成	六三
(四)	先着消防隊の動作	六四
(五)	到着停止の地点	六四
(六)	東京市に於ける消防機關の出勤振り	六五
(一)	火災場取締に就て	六六
(二)	救済及警戒	六七
(三)	非常線施劃	六七
(四)	方法及區域	六八
(五)	守 線	六九
(六)	制裁法規	七〇
(一)	防禦の方法に就て	七一

強風の場合……………	七二
延焼防禦隊編成の必要……………	七三
無風の場合……………	七三
燃焼物消火方法……………	七三
十一、防火専掌に就て……………	七四
防火専掌の組織……………	七四
放水点の位置及應用……………	七五
防火の注意……………	七六
消防機械の位置變更若は危険切迫の場合の退去方法……………	七六
補助任務……………	七七
十二、送水任務に就て……………	七七
十三、破壊消防の任務に就て……………	七八
破壊消防の任務……………	七八
破壊を命令すべき責任者……………	八〇
十四、人命救助に就て……………	八一
救助の要員及要具……………	八一

救助の方法……………	八二
救助の時機……………	八三
十五、救護班の任務に就て……………	八三
人事不省……………	八三
卒倒……………	八四
止血法……………	八四
火傷……………	八四
人工呼吸……………	八四
溺死者……………	八五
電撃者……………	八五
十六、残火鎮滅に就て……………	八六
残火鎮滅の方法……………	八六
注水作業中の注意……………	八六
十七、現場引上げに就て……………	八七
應援消防隊の引上げ……………	八七
退場の場合に於ける注意……………	八八

十八、森林火災の豫防に就て……………八八

(イ) 防火線豫防法……………九〇

(ロ) 防火林豫防法……………九一

(ハ) 經濟的防へ方法……………九一

(ニ) 山林火災防禦器具……………九二

十九、金馬籐授與の方法……………九三

二十、演習点檢方法……………九六

二十一、消防組に必要な書式の大要……………九八

(イ) 書 類……………九八

(一) 組頭内申書……………九八

(二) 組頭辭職書……………九八

(三) 部長小頭内申書……………九九

(四) 部長以下辭職書……………九九

(五) 消防手内申書……………一〇〇

(六) 事務引繼報告書……………一〇一

(七) 組員失格報告書……………一〇一

(ロ)

(八) 他出届……………一〇二

(九) 組員功賞報告書……………一〇三

(十) 組員行狀報告書……………一〇三

(十一) 組員出場並欠場人員報告……………一〇五

(十二) 出場表……………一〇六

(十三) 冊……………一〇七

(一) 沿革誌……………一〇七

(二) 水利圖面……………一〇〇

(三) 組員名簿……………一一二

(四) 器具目錄簿……………一一二

(五) 建物臺帳……………一一六

(六) 給貸與品諸手當支給簿……………一二三

(七) 給貸與品諸手當出納簿……………一二四

(八) 警備費豫算支出簿……………一二六

(九) 功勞證書「精勤」所持者名簿……………一二八

(十) 夜警勤務日誌……………一三三

二十二、	(七) 竈及煙筒檢查簿.....	一三五
	組員操典.....	一三八
	整頓.....	一三八
	行進.....	一三八
	方向變換.....	一三九
	右(左)向半右(左)向及後向.....	一三九
	隊形變換.....	一四〇
二十三、	唧筒操法.....	一四〇
(一)	腕用唧筒(乙)獨逸形.....	一四〇
	(一) 普通操法.....	一四〇
	(二) 應急操法.....	一四三
二十四、	唧筒車行進法.....	一四三
(一)	腕用唧筒.....	一四三
二十五、	消防器具攜帶行進順序.....	一四四
二十六、	消防法規.....	一四四
(一)	消防組規則.....	一四五

二十七、	(八)(口) 消防組規則施行細則.....	一五〇
	消防組聯合會々則.....	一七七
二十八、	(一)(イ) 消防組後援團.....	一八五
	(二)(ハ) 青年消防隊規約.....	一八五
	(三)(ニ) 少年消防隊規約.....	一八六
	(四)(ホ) 婦人警備隊規約.....	一九〇
	(五)(ヘ) 義勇警察隊規約.....	一九一
附錄	二十八、 唧筒構成各部及附屬器具名稱.....	一九四
	名票.....	一九五
	給貸與品票.....	一九六
	經歷票.....	一九七
	功勞精勤褒賞公傷病票.....	一九八
	檢閱点呼票.....	二〇〇
	出動及夜勤務票.....	二〇三
	消防實務要覽目次終.....	二〇四

消防實務要覽

一、火災豫防に就て

見よ渺茫たる海洋は巨艦に宏寛たる大空は飛行機に征服せられ陸上亦電氣の征服する處となる如此文明は漸次自然を征服す然るに火災は物質的文明を呪ひ日常絶ゆることなく跳梁跋扈に委しつゝありて火災を征服し盡すものなきは大正聖代の一大痛恨事にあらずして何ぞや一度祝融軍臻れば百年の丹精も須臾にして焦土と化し千珍萬寶忽ち一條の煙と消ゆ火災は幾多災害中最も慘たるものならずや、之を我が静岡縣の統計に觀るに大正五年より全九年に至る五年間千八百十七回損害額四百二十四萬圓一回當り二千三百餘圓にして近時火災發生

火災の
損

二
は敢て増加せざるも損害は激増しつゝあり乃ち大正五、六兩
年平均に比し大正七年は殆ど倍額に達し猶、一年に増加し
來り大正九年には百六十三萬圓一回當り四千九百圓の巨額に
上り大正十年に入り益々増加の傾向を示せるのみならず火災
の損害は獨り建築物家財を失ふに止まらず災害復舊に伴ふ失
費業務休止其他一家離散するか如き悲惨事を演ずる等有形無
形の損害の莫大なるに驚かざるを得ざるなり而して火災の原
因は(一)失火、(二)放火、(三)落雷、其他不可抗力に因るもの三に大別す
ることを得へきも其大部分は失火即ち些末なる粗漏過失に基
くものにして人爲的原因なり故に亦之を人爲的に豫防鎮壓す
るの策なからざるへからず然り何人も火災の恐るべきを知ら
るものなく公私の利益を保持し火災なからしめんとするは人

火災の
原因

の本能なり果して然りとせば單純なる防火注意を爲すのみに
ては何ぞ其の目的を達することを得んや宜しく過失を生すへ
き原因と耐火的建築物に付一段の攻究なからざるへからず
過失を生すへき原因の主なるものは(一)繁忙又は疲勞のとき(二)
職業上火氣又は危険物を取扱ふとき(三)氣候又は時間の關係等
にして境遇其他の關係より不知の間に日常生活上の注意を缺
くに因るものなれば(一)繁忙又は疲勞し易き事業に従事すると
きは當事者以外の者に於て防火上注意を爲すへき責任者を置
くこと(二)職業上火氣を多く取扱ひ又は爆發性物件を取扱ふも
のにありては特殊の防火方法を講ずること(三)十二月、一月、五
月等火災季節には一般に取灰置場、竈、煙筒、製茶焙爐、製茶工
場、養蠶室等に對して特殊の注意を拂ひ其の防火上不完全の

豫防方法

ものは警察官吏消防組員等技術經驗あるものと協力相當施設を爲すべく其他一般に火災豫防組合を設立し警火思想の宣傳と防火施設の完成を圖り以て防火の目的を達せむことを勉むべきなり然れども我國の如き火災に罹り易き家屋建築にありては如何に防火の施設完備すと雖猶之か絶滅を期すること能はざるへし故に吾人は進んで耐火的建築物を推奨し之を宣傳せんとす而して耐火的構造の完全なるものは鐵筋コンクリートにして建築費平坪五百圓内外を要し普通建築物の約五割増を以て足るへし又準耐火構造としては鐵骨、木骨煉瓦造等ありて止むを得ずんば建物の主要部分のみ耐火構造となすも亦經濟的方法にして其他延焼豫防としては建物の出入口を鐵板張製戸、網入硝子戸、鐵製障子、鐵板卷上等の防火戸等を以

て防火の設備を爲すも簡易經濟的方法なるへし

二、消防組々織の大要に就て

消防組々織には二種あり即ち公設消防、私設消防之れなり前者は市町村を一區域となし其の自治團體の公費を以て火災の警戒防禦の爲め設置せられたる團體にして消防組規則の規定に依るものとす後者は市町村の一部或は私人間の共資又は寄附を以て火災の警戒防禦の爲め設置せられたる團體なり

設置
茲に説明せんとするは前者たる公設消防組の組織にして之れか設置をなさんとせば市町村の申請に依るか又は府縣知事の職權を以てなすにありとす市町村の申請に依るべき消防組設置は左の形式に依るべきものとす

- 一、市町村會の決議書の寫を添付
- 二、設置すべき區域(市町村)
- 三、部を設けんとするときは其の部數及其の區域
- 四、消防組の名稱及組員の數
名稱は市町村名を付し市町村の一部なるときは市町村名若は其の地名
- 五、部を設けんとするときは部の名稱及部員の數
- 六、消防機械器具の名稱員數
- 七、建物の名稱及其の場所
- 八、給與品の種類
- 九、手當の種類及金額
- 十、以上を具備せる申請書は所轄警察官署を經由

府縣知事の職權に依り設置すべきは其の市町村の狀況に依り消防組を設置すべき必要ありと認むるも其の市町村に於て之れか設置をなさるときに在り然れども府縣知事の職權に依り設置をなすの例は極めて尠なし

消防組の設置及其の組織の變更等に關する申請様式
消防の設置、及其の組織の變更等に關しては左記様式に市町村會の決議書寫を添付所轄警察官署を經由府縣知事に提出すべきものとす

消防組設置申請書

從來當市町村には消防組の設置無之處(又は從來各字に私設消防組設立有之候處)今回左の通知に(又は今回左の通り公設組に引直し)設置致度候條別紙市町村會決議書寫相添へ此

段及申請候也

記

- 一、設置すべき區域
- 二、部を設けんとするときは其部數及區域
- 三、消防組の名稱及組員の數
- 四、部を設けんとするときは部の名稱及部員の數
- 五、消防機械器具の名稱員數
- 六、建物の名稱及其場所(敷地他人の所有なるときは貸借契約又は使用承諾等の寫を添付すること)
- 七、給與品の種類
- 八、手當の種類及金額
- 九、其他

年月日

何市町村長

氏

名印

府縣知事宛

消防組織變更申請書 (部數増加)

從來當市町村消防組は何ヶ部を以て組織有之候處今回何々

(申請の事由詳記)の爲め左の通り何ヶ部を増設致度候條別紙
市町村會決議書寫相添へ此段及申請候也

記

- 一、増設すべき部數及其の區域(區域内の現在戸數人口を調査附記するを可とす)
- 二、増設すべき部名及部員の數
- 三、消防機械器具の名稱員數
- 四、建物の名稱及其場所(敷地他人の所有なるときは貸借契約又は使用承諾等の寫を添付すること)
- 五、給與品の種類
- 六、手當の種類金額
- 七、其他

年月日

何市町村長

氏

名印

府縣知事宛

消防組織變更申請書 (部數減少)

從來當市町村消防組は何ヶ部を以て組織有之候處今回何々の

事由に依り左の通り組織變更致度別紙市町村會決議書寫相添へ此段及申請候也

記		新組	
舊組	織	組	織
第一部 (何字又は何區)	何十人	第一部 (舊第一、二部併合)	何十人
第二部 (全)	上 全	第二部 (舊第三、四部併合)	何十人
第三部 (全)	上 全	第三部 (舊第五、六部併合)	何十人
第四部 (全)	上 全		
第五部 (全)	上 全		
第六部 (全)	上 全		

追て新組織に於ける機械器具建物其他左の通り
 一、機械器具建物は従前のものを襲用す(若し従前と變更したるときは詳細に各別に列記のこと)
 二、給與品手當の種類金額は従前の通り(若し變更したるときは詳細に各別に列記のこと)

何市町村長

年月日

府縣知事宛

氏

名印

消防組部名變更申請書

當市町村消防組名稱左の通り變更致度之れが事由としては何々(事由詳記)に有之候條別紙市町村會決議書寫相添へ此段及申請候也

記		新	
舊	部	部	部
何字部	部	第一部	部
全		第二部	
全		第三部	

何市町村長

年月日

府縣知事宛

氏

名印

消防組組織變更申請書

(人員減少又は増加)

從來當市町村消防組は組頭以下何百何十人を以て組織有之候處今回何々（人員増加又は減少の事由詳細）のため左の通り（増員減員）致度別紙市町村會決議書寫相添へ此段及申請候也

記		記	
舊組	人員	新組	人員
第一部	何十人	第一部	何十人
第二部	何十人	第二部	何十人
第三部	何十人	第三部	何十人

追て給與品及手當の種類金額等は左の通り變更す（若くは從前の通り）

- 一、給與品の種類
- 二、手當の種類金額

年月日

府縣知事宛

何市町村長

氏

名印

廢止消防組を廢止せんとせば左の形式を以て市町村長より知事に

申請すへし

- 一、廢止せんとする其の理由
 - 二、市町村會の決議書寫を添付
 - 三、以上を具備せる申請書は所轄警察官署を經由
- 消防組々織には組員の編成並に機械器具の整頓に在りとす左に組員の編成並に任命資格及任免權に就て述べは

組員の編成は	
組頭	一人
部長	部毎に一人
小頭	消防手十人毎に一人
消防手	組に在りては五十人以上百五十人以下 部に在りては三十人以上百人以下

纏筒係
給水係
火先係
信號係

組員の任命資格 而して之れか組員の任命資格は組頭、部長、小頭に在りては一般消防手の資格以外に相當の資産徳望を有し適當と認むるも

のより任命するものとす消防手たらんとするものは左の資格者たるへし

- 一、設置區域内に居住するもの
- 二、年令十八年以上の男子たること
- 三、公權剝奪若は停止中の者にあらざること
- 四、禁治産又は準禁産者たらざること
- 五、公費を以て救助中のものにあらざること
- 六、懲戒處分に依り消防手を免せられ滿三ヶ年を経過せざるものにあらざること
- 七、禁錮以上の刑を受け出獄后滿三ヶ年を経過し改悛の情あるもの
- 八、平素舉動粗暴ならざるもの又は酒癖あらざるもの

組員の任
免權

組員の諸
給與

九、身体脆弱ならざるもの

右の資格を有する者に對し組頭任免權は警察部長之れを行ひ部長、小頭、消防手は警察官署長に於て行ふものとす
消防組員を編成したる組員に對し給與すべき種目は其の市町村の土地の狀況により大に之を斟酌せざるへからざるものなり

(イ) 給貸與品目

- 一、甲號被服
- 二、乙號被服
- 三、帽
- 四、上衣
- 五、袴

六、器具 提灯 其他

七、其他

(口) 諸手當

一、月手當

二、出場手當

三、夜警手當

四、辨當料

五、傷痍手當

六、吊祭料

七、遺族扶助料

八、功勞賞與

九、其他

(ハ) 機械器具種目員數

一、纏 一

二、大旗 一

三、高張提灯 一

四、唧筒 若干

五、指又 若干

六、梯子 若干

七、鳶口 若干

八、水桶 若干

九、掛矢槌 若干

十、鋸 若干

十二、斧 若干

十三、手提灯 若干

十四、其他

(二) 建物其他

一、消防器具藏置場

二、詰 所

三、火の見櫓若は火の見梯子

四、以上の外必要の建物其他

服 務 消防組員の服務は組頭の事務及び組員の服務に分ち説述せむ

組頭の事務管掌としては

一、警察官の命令を部下に傳達すること

二、消防手の技術訓練に關すること

三、機械器具及建物保管整理のこと

四、被服及手當受授のこと

五、組員身上に關する書類執達のこと

沿革誌、組員名簿、水利圖面及器具目錄簿を調製整理のこと

組員の服務は之れを常時及非常時に區別することを得故に組員が常時に於ける服務は

一、上班の命令に服従し職務の本分を盡すへし

二、貸給與品は丁寧に保管し職務外に使用すへからず

三、許可なくして猥りに集合し又は金錢物品其他を受納し

若は組又は組員の名義を以て寄附又は傲慢の言動舉動をなすへからず

次に組員の非常時に於ける服務としては

一、信號に應じ制規の服裝をなし速に器具藏置場に參集をなし下命を待つへし危急の場合は現場に參着することを得

二、火災現場に於て他組と消口を争ふこと

三、飲酒すること

四、火災現場に消札を用ふること

五、警察官の指揮なくして家屋其他建物を破壊すること

消防組の指揮監督に就て左に述べん

指揮監督權

警察部長は府縣知事の命を承け其の地方全体の消防組を指揮監督するものとす

各個の消防組は府縣知事に於て指定したる警察署長の指揮監督に服するものとす

督に服するものとす

然るに火災現場に警察官の臨場する迄は町村長又は組頭若しくは小頭に於て之か指揮をなすことを得るなり

三、消防機械の購入に就て

腕力的機械消防

往時機械消防の發達せざる時代に於ける火災防禦の方法は腕力的破壊消防なりき、即ち腕力に依り燃燒物を破壊し以て火勢又は火道を遮斷し其の鎮滅を計りたるものなり之れ殆ど赤手空拳所謂肉彈的防禦の方法にして頗る勇壯猛烈を極めたるものなりしも効果常に十分ならず却て四邊の延焼を迅速に往々救ふへからざるの大火に至らしむ殊に強烈なる風力の伴ふときは延焼の防止不可能の事に屬せり是舊來の慣例上火災

冷却的機械消防

を以て一の天災と同視する所以なりき
 然るに明治維新後防禦上の機械器具は輸入若は製造せらるゝ
 に至り所謂冷却的機械消防の時代となりぬ然れども未だ充分
 の冷却的機械消防に至らず腕力的破壊消防と冷却的機械消防
 の混用消防の應用に外ならず此の變則的防禦方法は防禦上の
 統一を欠き兩者の行動常に杆格し往々防火時機を失せしむる
 等の欠点少からず然るに時代の趨勢に伴ひ建築物の進歩は到
 底永く變則的防禦方法を用ゆるを許さず爾來銳意之れか完備
 に努力し現今は漸く純然たる機械的消防の應用を見るに至り
 たるは我國の消防觀念の發達したる所以なりとす
 而して消防組織の一區域たる市町村中從來消防組の設置なき
 箇所は私設を置き私設消防は公設消防に引直する等消防機械

機械的消防

機械の撰
擇及購入
標準

の需用日を趨ふて盛んとなり競ふて嶄新なるものを購入せん
 とするは歡ふべき現象なりと雖も土地の狀況財力負擔或は市
 街の狀況等に依り各々其の撰擇方法に注意するを必要とすへ
 し茲には只一般的機械の撰擇並に購入に際し其の標準を左に
 列記せん

記

- 一、可及的小形にして重量少なきこと
- 二、構造堅牢にして容易に破損故障を生ぜざるもの
- 三、保存上多大の經費及勞力を要せざるもの
- 四、取扱簡單にして取扱者の養成簡單なること
- 五、出場放水運用共に其の方法簡單にして多數の人員及時間を要せざること
- 六、着手後短時間にして全能力を發揮し得るさ同時に必要に應じ隨意に壓力を昇降し得ること
- 七、相當行走能力を有すること
- 八、附屬器具及所要人員輸送上其の容積充分なること

九、運用上多大の経費を要せざること
十、水圧は普通百封度乃至二百九十封度の壓力を有し且真空計廿五吋以上なること

四、消防機械の大要に就て

瓦斯
倫啣
筒と
消火
器

火災消防の要は迅速と機敏とに存す従て消防用具も亦之に伴はざるべからざるや言を俟たず、時代は推移し文明は進展す科學の進歩と時代の要求とは既存萬般の事物に對して嚴正不斷の淘汰を勵行しつゝあり是を消防界に觀るも消防機關として唯一の信賴を置きたる蒸汽啣筒の時代は既に去れり將來は瓦斯倫啣筒及消火器等の迅速機敏の要旨に適合すべきものを撰擇するの急務なるを認むるに付て此兩者に付聊か研究を試み其の大要を述べべし

瓦斯
倫啣
筒

- (一) 瓦斯倫啣筒に於ける發動機要部の名稱及其效用
 - 一、揮發油氣化器(カーブレーター)
揮發油を氣化し空氣を適當に混和して爆發性の瓦斯を發生せしむる處にして内部には節制弁ありて瓦斯分量の増減を爲す
 - 二、磁電氣(マクネット)
完全なる發電装置にして汽筒内に充實せる混合瓦斯に對し適當の時機に於て點火爆發せしむるものなり
 - 三、氣筒(シリンダー)
内部には啣子(ピストン)挿入しあり混合瓦斯の爆發する所なり
 - 四、啣子(ピストン)

唧子は氣筒内に在り混合瓦斯の爆發によりて上下し從て動力を發し動力軸(クランクシャフト)を回轉せしむ即ち動力軸の一回轉に唧子は二行程を爲すものとす

五、給氣管(インレットパイプ)

六、廢氣管(エキゾーストパイプ)

七、齒車(俗にハグルマと稱す)

動力軸に取付けあり「カムシャフト」に回轉運動を傳へて「インレットバルブ」を開き壓縮せられたる混合氣に對し磁電氣の作用に依り發火栓(ブラック)を経て電火を發し唧子の上部にて爆發せしめ其運動を齒車が一定的に制調するものなり

八、發火栓(ブラック)

「マグネット」に依り發火作用を爲し壓縮せる混合氣を爆發せしむる導火線の作用をなす効用を有す

九、スターチングハンドル

最初發動機の發力を生せしむるため回轉せしむるに用ゆる「ハンドル」をいふ

一〇、斷續器(クラッチ)

發動機の動力を唧筒部と連結せしめ或は唧筒の運轉を停止せしむるため其の連結を斷つために使用するものをいふ

(二) 瓦斯倫唧筒運轉法の大要

一、運轉を開始せんとするときは油槽(カスリタンク)の下部にある「コック」を開き揮發油氣化器(カーブレト

- ター)内に揮發油を導くこと
- 二、揮發油氣化器の下部にある針並に混合氣の入る節制機の把手を加減すること
- 三、起動を迅速ならしむるため「シリンダー」の側面にある「スタートコック」を開き置くべし
- 四、發動機に動力を起さしむるため「スターチングハンドル」を力を入れて右に廻轉すへし起動せは直に「スタートコック」を閉つること
- 五、已に起動せは「クラッチ」を以て唧筒部と連結し爾后は揮發油氣化器に依て瓦斯の送量を増減し以て機關の速度を加減すべし
- 六、起動中は「メタル」摩擦面の部分に注目を怠るべからず

消火器

(一) 消火器の種類及其の効用

消火器は火災の初期に於て其の鎮滅を計り機敏に之を利用するときは大事に至らしめざる最輕便なる消防用具の一なりとす而して消火器は之を大別してイ)粉末消火器、ロ)液体消火器の二種となす液体消火器は更に之を數種に分つ

イ) 粉末消火器

金屬製の筒内に装置せる粉末(砂、重曹、鹽其他の物を混合せる粉末)を投散するに依て火災を鎮壓せしむるものなり

平面若くは側面等の比較的低個所の火災に對しては有効なるも反之天井、屋根裏、床下等の火災に對しては投散の中心の如くならざるの不便あるを以て場所に依り比較的消火の効尠しとす

(ロ) 液体消火器

液体消火器は水液を放出せしむる作用なるを以て如何なる個所の火災に對しても自由自在に放水し得らるゝ便ありて頗る有効なるものとす

液体消火器は更に左の如く之を區別するを得べし

(1) 破 壊 式

罐内に装置せる(強硫酸を入れたるもの)壊を破壊して使用する構造のものをいふ而して破壊する方法を左の如く區別す

罐外に突出せる捻を廻はすもの

罐外に突出せる栓を押し又は敲くもの

(2) 廻 轉 式

破壊式と廻轉式との比較と効用の

廻轉式とは罐体を廻轉し逆に爲して使用するものをいふ破壊式と廻轉式との良否に付ては破壊式を以て良しとす破壊式に在りても罐外より捻を廻はす構造のものにして強硫酸を入れたる壊は密閉式なるものを以て最良とす密閉式の壊は在中の強硫酸は永久的に其の動力を保有す
(強硫酸以外の曹達水は他と同様なり)

(二) 液体消火器の藥品及其有効期間

藥品配合の分量は左の割合に據るべし

淡 水	強 破 酸	重 曹
三 升 入	三 十 匁	五 十 匁
五 升 入	五 十 匁	六 十 匁
六 升 入	六 十 匁	九 十 匁

破壊式に用ゆる強硫酸にして壊中に密閉したるものは其効力

永久とす然らざるものは六ヶ月乃至一ケ年を以て有効期間とす重碳酸曹達水(即ち水に重曹を混したるもの)は六ヶ月乃至一ケ年を以て有効期間とす

(三) 消火器検査法

(イ) 罐体に對する水壓検査

消火器の罐体には(イ)鐵製、(ロ)銅製、(ハ)眞鍮製、(ニ)陶器製、(ホ)木製等ありと雖就中銅又は眞鍮製を以て良しとす又罐体は何れに在りても百五十封度以上の耐壓力を有するものにあらざれば良品と認むる克はず之を購入するに當りては先づ其の罐体に對し水壓試験を行ひ其の耐壓力を検査することを要す購入後に於ても毎年一回位は之を行ふことを要す

(ロ) 罐中の藥品に對する検査

液体消火器は前記の如き藥品の配合に依て其の効果を奏するものなるも其の藥品は永久不變の効果を有するものにあらずと前已に述べたるが如し即ち罐内に満たせる重碳酸曹達水は常に氣温の爲め蒸發して絶へず其微量を噴水口より發散せしめ常に其の効力の幾分宛を消耗せしむるものなり其の發散と同時に炭酸曹達を伴ひ來りて噴水口に残留固着せしめ遂に該口を閉塞するに至ることあり然るに是等の障害あるを知らずして咄嗟の際之を使用せんとするも輒ち急に應ずること克はざるのみならず罐体忽ち爆發して不虞の災害を招くことなしとせず故に平素時々検査を行ひ噴水口の閉塞如何に注意し又其耐壓力を試験し置くの必要あり又藥品は少くも六ヶ月毎に之れが取替へをなすべし尤も破壊

藥品検査法

式に於ける強硫酸(壇中に密閉せるもの)は永久不變なるを以て取替ふることを要せざるも其の炭酸曹達水は全しく取替へざるべからず而して罐中の藥品効力の有無を検査するには態々放水試験をなすに及はず即ち罐内の重炭酸曹達水を茶碗等適宜の器物に取り之に壇中の強硫酸を滴下するときは藥品にして効力あるものは直に炭酸瓦斯を發生するも(恰もラムネの壺口を抜きたるとき)其の無効なるときは何等の作用をも見ず斯くして簡單に何人たりとも之を爲し得らるゝものとする本検査は又經濟的方法なり

腕用唧筒検査方法

腕用唧筒検査方法

一、無氣及壓力の検査方法

無氣壓力の検査方法は無氣検査は吸口に真空計(バキュー

ムケイジ)を使用して約五分間唧筒を連轉し「ゲイジ」に廿五吋以上を示すものを以て可良とす壓力は放口に水壓計を付け約一分間唧筒を連轉し「ゲイジ」に百二十封度以上を示すものを可良とす尤も構造の如何に依り右以下の度數を示すものなきにあらざるも之は強ち故障ありと云ふにあらざ

二、手掌に依る検査方法

手掌に依る検査とは腕用唧筒に對し手掌を以て無氣力及排出力の良否を甄別する方法なりとす

而して無氣力にありては吸口に付之を行ひ排氣力にありては吐口に付之を行ふ今左に區別して説明せは

(イ) 無氣引力の試験方法

手掌を以て無氣引力の程度を検査するには先づ手掌を正し

く吸口に充て之を密閉し然る后數回の衝動を行はしむ而して其の衝動中手掌充分に吸口に吸引せらるゝに於て一方に唧子を上昇せしむると全時に他の一方は激しく之を降下し以て左の現象を試むるものとす

手掌愈々吸口に吸入せられ容易に離脱し難きに至り何分間を過くるも尙變化なきものは唧子の上りたる方の吐弁及唧子の下りたる方の吸弁は其の作用完全なりとすへし

全く手掌を吸引することなく若は一時吸引するも漸次其の力の減するは吐弁の接着又は圓筒吸水路或は其の接合部の何れにか欠点あるものにして其の部位の異なるに従ひ其の狀態も亦異なる處なり即ち左の現象に依り知ることを得へし

唧子の上りたる方の吐弁接着正しからされは吐弁の位置に於て微かに空氣の漏洩するの音響を發すへし

唧子の上りたる方の圓筒の接合又は吸水路或は其の接合完全ならされは其の圓筒内の吸弁は間歇的に行動すへし

唧子の上りたる方の圓筒に欠点あれば其の部に於て空氣竄入するの音響を發すへし

(ロ) 排氣力の試験方法

手掌を以て排氣力を試験する方法は先づ手掌を正しく吐口に充て、數回の衝動を行はしめ然る後唧子を一方に強く降下し左の狀態を試むるものとす

暫く之れを密閉し置き内部の氣壓彈力を減せず急に手掌を放つに當り盛んに反駁し且吐弁の一齊に行動するは唧子の

下りたる方の吸弁及唧子の上りたる方の吐弁は其の作用完全なりと知るへし

三、放水に依る検査方法

放水検査に於てばち／＼發音するときは空氣の侵入するものなれば吸管及其の接合部に注意を要す

四、分解検査方法

吸吐弁を密着ならしめ其の開口は吸吐孔直徑の四分の一を以て適度とす

腕用唧筒故障修整法

腕用唧筒
修整法

唧筒に於ける故障の有無は前記の検査方法に依り之を知ることを得へしと雖之れが故障あるに於て之を修整する方法を知るにあらずんば亦其の効なしとす唧筒は其の要部の破壊其

の他大なる故障ある場合は固より専門技術家に依らざるべからざるも其他の故障に在ては組員自身に於て容易く之れが修整を爲し得らるゝものとす

唧筒故障修整法は一常時に於ける修整法、二非常時に於ける修整法の二となす、前記腕用唧筒検査法に依り其の故障を發見したるときは左の方法に依り之を修整するものとす

(一) 常時に於ける修整法

(甲) 唧筒に對する修整

(1) 圓筒の内部と唧子との密接面より空氣漏洩するとき
は唧子を拔出し唧子衛帶の修整を行ふへしイ革包の唧子に在ては其革の内側の周圍に布又は眞綿等を適度に詰め込むを良しとす(ロ)糸又は麻を卷きたる唧子に在て

は之を巻き替ふるを要す手馴れぬ者が之を爲すには麻を以てするを良しとす即ち之を巻き付くるには唧子面より少し高く之を巻き(其兩端は適當に之を結び結び玉は可成少さくにして之を下部に押込む如くするを良しとす)木槌の如きものを以て靜かに之を敲きつゝ唧子面と平等ならしむるを要す斯くして出來上りたる唧子を圓筒に差込むときは(一)共「ベット」の如きものを塗布するを可とす

(2) 圓筒内面の摩滅等より空氣漏洩するときは其の程度如何に依り之を取替ふるか若くは技術者に依て其内面を削り直す等適當の方法を講せざるべからず

(3) 圓筒、空氣室、吸、放曲管等の取付部より空氣漏洩

するときは詳細に之を検査し其原因(イ)母螺^{ナツ}の弛緩、(ロ)衛帶の摩滅破損等、(ハ)衛帶乾燥等に基くものなるときは左の方法を參酌し之を行ふべし

(イ) 母螺の弛緩に因るものなるとき
螺旋廻^{スバナ}を以て各母螺を締め付くべし尤も之を締め付くるには各母螺共平均に締め付け偏倚的ならざる様注意するを要す

(ロ) 衛帶の摩滅又は破損等に因るものなるとき
摩滅又は破損の程度大なるもの在于は之を取替ふことを要す其取替を爲すには最初革(象皮を以てなすを良しとす)を適當に切り金槌を以て十分に之を敲き均らし(平等なるを)白「ペンキ」の如きものを塗布し之を取付くるこ

とを要す母螺を締め付くるには前記全様の注意を要す

(ハ) 衛帶の乾燥に因るものなるとき

水槽内に水を満たし之を膨脹せしむる等の方法を探るも亦應急的には可なりと雖水分乾くときは再び故障を發生せしむるのみならず却て其の故障を大ならしむるに至るものとす故に實際の方法としては衛帶を取外つし「ヘット」其他の油類を塗布し又は油中要に之を浸漬し以て革質をして柔軟ならしむることはをす

(4) 吸弁又は吐弁若くは弁座の摩滅等に依り放水又は吸水に故障あることを發見したるときは其の摺合せを爲す

すへし之を爲すには油砥を用ゆるを良しとす

又弁若くは弁座の摩滅、損傷等に依らずして其の開閉の不工合若くは弁の開閉量の過多に依り吸、放水の本能を十分に發揮し得ざる場合あり此の場合に在ては弁を取外づし更に取付け直しを爲すことを要す而して弁の開量は弁孔直徑の四分の一を以て適當とす

(乙) 附屬器具に關する修整

(1) 吸管の破損に付ては殆んど完全なる修整を爲し得る方法なく(尤も應急用としては次項に述ぶへし)若し損傷を生し空氣漏洩するか如き場合は其の部分より之を切斷し更に結合環を取付くるより外に完全なる方法なし

吸管の結合不完全なるより吸水不能なる場合往々ある

を以て注意を要す又は塵除器の沈水程度淺き爲め吸水に故障を生ずることあれば之亦注意を要す

吸水の結合完全且塵除器の沈水十分なるも尙吸水不全なることなきにあらず之れが原因の主なるものは
 (イ) 吸管捻山の摩滅したるとき。此場合は之を取替ふるより外に修整の道なし故に平素結合部には土砂等の附着せざる様注意を要す
 (ロ) 吸管女螺旋の衛帶摩滅又は破損せるものなるとき。此場合は衛帶を取替ふことを要す
 (ハ) 同衛帶乾燥せる場合。應急用としては水に浸すを可とするも水分乾くときは再び無効となるを以て革部に油氣を含有せしむるを最良とす但し「ゴム」部に油氣を附着せしむるときは漸次腐蝕するの虞あるを以て注

意すべし

(2) 水管の修整は小破の場合と雖毎に之を勵行するを良しとす小破なりとて之を放置するときは却て大なる破損を招致し遂に修整を爲す能はざるに至ることあればなり破損の部面著しく大なるときは殆んど修整の道なく此部分より切斷し更に結合環を取付け結局水管を短縮せしむるより外に道なきものとす

水管の修整を爲すには左の材料及用具を要す

(イ) 材料

銅鋸、座金、革皮

(ロ) 用具

喰切、目打、座金押(「マルヘシ」とも稱す)鐵槌、

當金、鑽、革切庖丁、釘「ヘシ」

普通行はるゝ水管修整の方法は先づ損傷の部分を覆ふに足るべき革皮を適當に切り目打を以て孔を穿ち之に相當の銅鋸を挿入し(水管の内部より)然る後更に當金を水管内部に送り破孔に達せしめ一方水管の外部より破孔に革を當て之に前の鋸軸を内部より突出せしめ其の軸頭に座金を嵌め鐵槌を以て十分に之を打締め然に後喰切を以て座より五六分位の餘裕を存して突出せる鋸軸を切斷し之に釘「ヘシ」を用ゐ次に鐵槌を以て其の上部を強く打ち潰して圓平ならしめ容易に分離せざしむるにあり

(二)

非常時に於ける應急修整法

非常時に於ける應急修整法とは火災の現場等に於て唧筒及其附屬器具の故障より吸水又は放水の不完全なるを應急に修整するの便法にして其方法大要左の如し

(甲) 唧筒に對する應急修整法

(1) 火災現場等火急の場合に於て唧筒の吸引力弱くして吸水不能なる場合は左の方法を行ふときは幾分吸引力を補助し其他吸水部分に於ける細微の缺點を一時補充し得るの效果ありとす

(イ) 圓筒内に呼水を入るゝこと

(ロ) 唧筒を一時急激に運轉すること

(2) 圓筒、空氣室、吸放水曲管、分水嘴子等の取付より空氣漏洩するときは水槽内に水を満たし之を使用すれ

は一時其の缺點を補填することを得るものとす

(3) 放水の際筒先に於てパチ／＼と發音し且つ水心散亂して放出するときは多く吸水部に故障あるものなるを以て左の點に注意し相當措置するを要す

イ) 吸管の結合完全なりや否

ロ) 結合部以外に於て損傷せる箇所なきや否 (若し損傷あるときは次に述ふる(乙)の方法に依り措置すること)

(4) 塵除器の沈水程度淺きに失せざるや否

(乙) 附屬器具に對する應急修整法

(1) 火災現場等に於て吸管損傷し外氣侵入の爲め吸水に故障ある場合は應急處置法として最も輕便なる方法は半紙半帖位を水に濡して之を其箇所へ貼り上部より手

拭等を以て固く巻き付くるを良しとす

(2) 吸管の末端塵除器の内部に落水止弁の裝置あるものにして吸水不能なる場合は左の點に注意するを要す

イ) 落水止弁の關閉完全なりや否

ロ) 落水止弁に塵芥等の挿挾せる物なきや否

(3) 放水中水管に損傷を生し漏水する場合は左記各號に依り相當措置すへし

イ) 吸管損傷に對する場合と全しく半紙半帖位を水に濡らして之を損傷の個所に貼り付け上部より手拭等を以て固く巻き付くるも有効なりとす

ロ) 單に繩等を以て損傷の箇所を巻き付くるも多少の效果ありとす

(ハ) 古水管を長さ五六寸位に切斷し更に之を縦に裂き其の四隅に「ビヂョー」付の革紐を着けたるものを準備し置き應急用として損傷の上部より之を以て覆ひ「ビヂョー」にて固く締め付くるものとす

腕用唧筒(乙號)分解及組立法

腕用唧筒
分解法

- (一) 分解の順序方法
 - 一、圓筒上部の圓環を取り外す
 - 二、搖桿の軸栓を抜き取る
 - 三、搖桿に唧子附着の儘之を抜き取る
 - 四、搖桿と唧子とを分離す
 - 五、搖桿支鐵を止めある母螺を外し支鐵を取り外す
 - 六、搖桿臺盤四隅の母螺を外し臺盤を取り外す

七、吸口及放口を外しして吸口曲管並に放口曲管を取り外す

吸口曲管に無氣室の附着せるもの又は放口曲管に分水嘴子の附着せるものなるときは其の附着せる儘取出し後之を分離すべし

- 八、機械全体を水槽内より取出す
- 九、二個の圓筒を取り外す
- 一〇、空氣室を取り外す
- 二、吸吐兩弁を取り外す

注意

(イ) 唧筒の解剖は前記検査法に依り其内部に故障あるを發見したる場合の外濫りに分解をなすべからず尤も永年手入を爲さざる爲め要部の各所に酸化腐蝕等を生じ故障を起すの虞あるときは此限にあらず

- (ロ) 一定の故障を目的として分解するときは濫りに之を細かく分解せず其の
関連したるものは出来得る限り附着せる儘取り外すことを要す
- (ハ) 母螺、螺旋其他相密着するものを取り外すときは最初之に符號を付く
るか若くは置場を定め其の混亂せざる様注意を要す

(二) 組立の順序方法

- 一、無氣室を取付けたる吸口曲管と分水嘴子を取付けたる
放口曲管とを水槽内に藏む
- 二、吸吐兩弁を取付け次ぎに空氣室及二個の圓筒を取付け
たる後之を水槽内に藏む
- 三、吸口曲管及放口曲管を各其の位置を取付く
- 四、搖桿臺盤を水槽上部に載せ搖桿支鐵を取付く
- 五、唧子を取付けたる搖桿を取付く
- 六、圓筒の圓環を締む

腕甲唧筒
組立法

七、最後に吸口曲管及放口曲管の座金を締む

注意

- (イ) 座金の締方は一方に偏せず又吸放兩曲管の取付は間斷なく尙座金の下に
合革を入れるよこさを忘るべからず
- (ロ) 空氣室、圓筒其他の取付部に於ける母螺を締付くるには一方にのみ偏せ
ず平均的に締付くることを要す
- (ハ) 各要部の接續部に用ゆる衛帶には白「ペンキ」の如きものを塗布したる後
取付くるを良しとす
- (ニ) 母螺及、螺旋座金の如きものは前に用ゐるものと其の間違ひさることに注意
すべし

五、消防用の水利調査に就て

水利調査
の方法

消防用水利は常に消防組員をして其の出場区域内に於ける水
利の所在を熟知せしめ置き一朝有事に際し突嗟の間に處し之
れか使用上遺憾なからしむるに在りとす故に水利調査の周到

を期せんとせば消防職員、役員以上を以て之れを行はしむるを
して常時全区域内の各種水利を調査せしめ應用上遺算なから
しむるに在りとす

水利調査
の連絡

水利調査の連絡は常に消防組聯合會等に於ては互に應援區域
を定め其の区域内の水利は熟知し置く必要あり猶火災地元市
町村消防組は火災の應援消防の便を圖る爲め水利案内者を附
する等も亦實驗上必要と認む

水利の種
類

天然的水
利

人工的水
利

消防用水利に二種あり一は天然的水利他を人工的水利とす
天然的水利は濠水、河水、泉水、又は堀井等して消防上人工
を加へたるものにあらざる水利なりとす
人工的水利は水道消火栓、貯水池の如き消防上特設したる水
利を云ふ水道消火栓は路上式及地上式に區別し其の特色及缺

點左の如し

路上式

地上式より經費僅少にして
降雨に泥土沈澱せずと雖も
冬期凍水するの欠点あり
路上式より經費大にして
降雨に泥土沈澱するの欠点あるも
冬期凍水するの虞なし

地上式

貯水池は消防上少くも三十分間以上使用することを得らるゝ
水量あることを要し尙其他に數個の水量を補充することを得
へき設備亦必要なりとす

唧筒使用
上水利の
標準

而して消防用として使用せむとせば水量其他は左の條件に依
るべきことに注意すへし

唧筒の種類
腕用唧筒

地面と水面との距離
直下二十四尺以内

用水の深度
一尺以上

瓦斯 氣 唧筒 二十七尺以内

二尺以上

但し地面と水面との距離短縮するに準し水深は漸次之れを減し二分の一に至るも之れを使用することを得尙河水の應用に付き橋梁橋臺にありては唧筒の位置選定上至便の地點なるを以て其の施設に關しては特に適切な加工をなす如くするを要す

吸管を斜に使用するときは地面と水面との距離は前記以上に至ることを得るものと知るべし

六、火災の警戒任務に就て

常時の任
務

火災警戒は常時及非常時の二とす常時にありては煙筒又は竈の検査及び火防上の注意にして都市にありては郡部消防組に

非常時の任
務

於ける非常警戒的の勤務をなす所あり之れ即ち消防署の設置ある見張警戒を常時になすか如きもの之れなり

非常時の警戒は風勢特に熾烈にして且持續せるとき又は冬期火災季節に於て人家稠密せる町村にありては一定の期間警戒の必要ありとし消防組員をして毎日夜警戒に従事せしむることあり斯る場合に於ては機械器具藏置場に小頭以上の役員一名の外二三名の消防手を配置し以て消防機械の調節及び特種の勤務に服せしめ而して有事に際し速に活動上違算なきを期せしむるにあり之等は各地に於て毎年消防組の年中行事とし行はれ居ることなれば茲に贅せず

七、警報の任務に就て

常備消防にありては自働的警戒(巡邏、見張)若は他働的即ち通信的警戒(火災専用電話非常報知機)に依るも之等の設備なき土地にありては多くは警鐘、寺鐘、人騒、汽車工場の汽笛等の通信方法に依り消防の出動を得るにあり而して突然出火の報に接するときは速に出場準備たる機械器具の整頓は必要事なりと雖も又出火の際に於ける警報は郡部消防等他に適當の通信なき地方に於ては特に機敏なるを要す

警 鐘

信號係の任務

之れ警鐘に依りて出火を周知せしめ以て迅速に消防組員の出動(或は參集)に努むるにあり尙近火にありては一般民に非常の警戒を知らしめ以て人命財産の避難に努むることにあり然れども此の任務を以てなすこと足れりとせず出火は何處なるか火勢の狀況、風位等を覺知し速に出動すへき消防組の指揮

者に知らしむるに在りとす之れ出火の何處は距離の關係に依りて出動(蒸汽唧筒に在りては現場に到着する迄に蒸汽の發生し得ること)又は應援區域を知るにあり火勢の狀況に依りては機械器具の備準等ありとす

注 意

應援の場合に可成消防組區域に於て二臺以上の消防機械を有するときは一臺は應援後の安全を期する爲め殘留すべきものとす

然らば出火の距離は如何に依りて之れを豫め知ることを得るやと云ふに此の方法は種々ありと雖も多年都市に於ける望樓勤務に服し事實と經驗に徴し得たる方法を示し以て其の處置を採るにありとす

出火の距離

出火距離の見方

(イ) 地上に火氣を認めざるも上空の一點に紅色を呈するか

如きは距離遠くして五里以上の出火なりとす

(ロ) 地上に一點の紅色を呈するも中斷し更に上空に於て紅色を呈するか如きは前方に水流あるの出火にして其の状況近距離に於けるか如しと雖も三里以上の出火なりとす

(ハ) 地上より上空に至る迄一帶に紅色を呈するも火氣毫も動搖せざるものは三里以内の出火なりとす

(ニ) 前項の如き兆候を呈すると同時に地上接近する紅色中微かに火勢の動搖するか如き兆候を呈するは二里以内の出火なりとす

(ホ) 地上の紅色上空に向ふるに従ひ漸次擴大し且地上より一空に至る迄一帶に火勢の動搖するか如き兆候を呈するは其の距離一里以内の出火なりとす

(ト) 前項の如き兆候を呈すると全時に地上より上空に至る迄火勢盛んに動搖し且地上に於て微力に炎を認め得るか如きは半里以内の出火なりとす

火勢盛んに散して炎々中空に舞ふか如き兆候を呈するは最近距離の出火なりとす

警鐘樓(火の見)の三光燭の設置

警鐘樓の屋上に三種の光燭(電燈装置)を點するの設置をなす

電光力信號方法

こと其の取扱方左の如し

白光燭 平時に必ず点す

青光燭 應援區域外の出火報知のとき(此際は白色の分は消燈せしむ)

赤色燭 出動すべき出火の報告………(全白、青色)

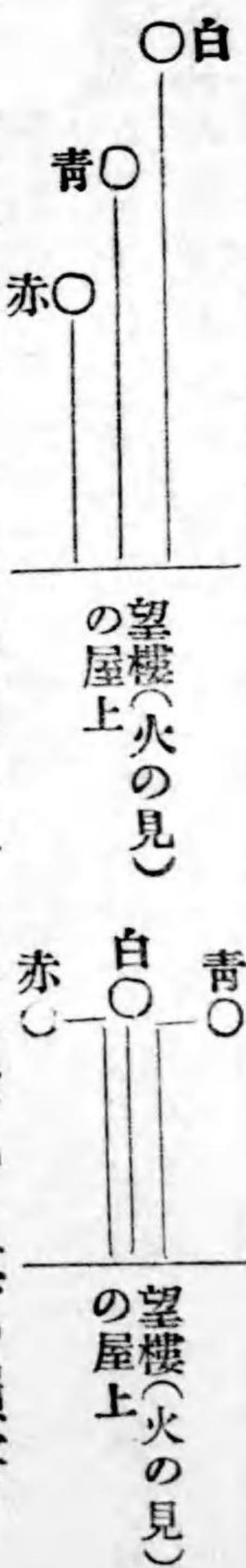
警鐘樓(火の見)の單光燭の設置(赤色を可とす)

常に點火し置き出火の場合は地上に於て容易に電線の「スイ

ツチ」を火災信號と全様に斷點の方法をなさしめ警鐘に代ることを得る方法なり

警鐘代用の光燭設置の特色

風位の關係に依り警鐘の聞へ難きとき
出動すべきの有無を知ること(近火、應援區域)
信號係(警鐘打)來らざるとき



東京に於ける通信機關に依る火災發見と其の損害

大正九年度

發見種類	坪數	概價
火の見櫓の發見	七十坪	一萬四千八百圓
公衆電話の通知	十九坪	五千九百圓
火災報知機利用	一坪	二百八十圓

一回の出火に燒失せる平均坪數並に損害比較表

八、火災出場に就て

出場の心得

先發消防部員の編成

一度火災の出動警報に接し急速現場に馳付たる消防隊の指揮者は火災附近に於ける地理、水利、建築物及風速、風向等の状況を考量し、以て消防隊現場到着の上停止すべき地點を指示すべし。而して現場へ到着すへき消防隊は其部隊(人員機械)の出發すへき前必ず先發部員を派すへきものとす。之れ火災地附近に於ける水利其他の状況を考量し、先以て自己消防組の到着の上停止し充分の防火に努むる位置を選定すへき重大なる責任を有するものとす。(出場消防組は火焰及び水利の便のみ直覺し到着する爲め屢々失敗を招く例多し)

之れか先發部員は多年火災場に出動し經驗を有するものにして一名の役員(小頭以上)を加へ三名以上を以て編成し悉く自

轉車若くは自働自轉車に乗することを得べきものを採用するにありとす

先着消防
隊の動作

火災場に最初着したる消防隊の行動如何は直接火災防禦上至大の影響を及ぼすものなり、即ち先着消防隊にして防禦の時機を失し火勢瞬間にして熾烈を極め後續消防隊の出動あるも其の手を下すに由なく終に延焼せしむるに至る殊に風威猖獗を極むるときは如きに於ては最も注意すべきなり

到着停止
の地点

次に現場到着に際し最も消防上主要なるものは消防水利なりとす即ち天然的水利（河水、濠水、泉水、堀井）若くは人工的水利（水道、消火栓、貯水池）にして其の應用に就ては地面と水面の距離、用水の深度、橋臺等の關係に依り機械運轉の位置撰定上最も注意すべきなり

東京市に
於ける消
防機關の
出動振り

以上に依り火災現場到着に就ては迅速出場をなすべきを最も必要とし次に消防用水利應用にありとす

今最も消防の發達せる東京市に於ける消防機關の編成を示せば土地を基準として編成したるものにして東京市の總坪二千二百九萬一千四十坪にして之れを廿五區劃に分ち（一機關編成八十八萬三千六百四十五坪八合）一平方十五町四十間にして一時間十八哩の速力の自動消防機を出場せしむるときは僅かに三分廿二秒にして現場へ到着すべきものなり、之れ東京市の出火は其の發見に努むると共に現場到着の迅速なるに依りよく「小火」にして之を鎮滅し得るは總ての機關（通信機關又は出動機關）の完備するに基因するにありとす而して都市以外に於ては斯る方法の設置は多大の經費を要す

る割合に出火の數少なきを以て到底企圖實現すること能はざると雖も要は一警報に接する場合は迅速出動し以て大火（損害僅少）に至らしめざるに努むるに在りとす

九、火災場取締に就て

抑も火災場取締の任に當るものは其の災害の鎮靜に努めざるへからざると雖も亦火災場の取締の必要事なるを忘るへからず警鐘亂打、忽ちにして火災場に駆付くる者の内眞に罹災者の人命財産の救助に努めんとする者は少く殆ど其大部分は彌次馬にして防火現場の妨害となりつゝあるは吾人か火災時に於て常に實見しつゝある處なり斯の如くして一層混亂せる火災場の取締は之れを分ちて救護及び警戒の任務とす

救護及警戒

救護とは災害地附近の避難者を救助保護するにあり例へば老幼婦女傷病者にして速に避難し得ざるものに對しては極力之れか救護に努め災害の爲め死傷なきに努め死傷者は之を收容し應急手當を施すに在り

警戒とは盜難の豫防に努むるを主とす從來の例に徴するも此の災害時を機會に罹災者か焼失を免かれんか爲めに人命の危きを不顧搬出したる財産も此の混雜に際して盜難にかゝるものあるは屢々見聞する處なり俗に火事場泥棒と稱する之れなり

非常線施劃

以上は火災場に於ける救護警戒の二大任務なるも此の任務の方法は如何にして之れを行ふべきやと云ふに他なし非常線の施劃に外ならず即ち火災場に於て巡查若干名を以て配置守線

方法及區域

せしむるに在りとす

然れとも時に守線せしむべき巡査の遇々少數にして急速に之を施すこと不可能の場合あり之の場合に集合せる消防手の内より適當の者を選抜して以て見張番をなさしむべし
然らば非常線の區域は如何なる範圍に於て之れをなすべきやと云ふに災害地の狀態(場所又は風位の關係)の如何に依りて多少異なることあると雖も其の災害現場より方二丁乃至三丁以内の地に於て適宜に非常線を區劃し之れか守線に努むべきものとす

而して之れか區劃内に於ける家屋建築物は如何になすべきやと云ふに可成門戸を開き救護其他に便宜ならしむると共に夜間は點燈をなさしめ屋根其他に階梯、箒、又は水を盛りたる桶等を備へ火粉の消滅に努め以て延焼の虞なき方法を講ずべし

次に非常線を設けたるときは警察の徽章を付したる旗若は提燈を明示し置くべし守線任務に従事する者は入場者の取調又は應答等の爲めに時間を徒費し爲めに線内入場者の區別を混亂し守線の目的を達せざることあるを以て注意すべきことなり

守線

非常線内に入るべきものは守線警察官吏に其の氏名を告げ其の線内に入ることを得べし然れとも右線内に入るべきものに對しては特定の人たることを要す今線内に入ることを得べきものを列舉せば大略左の如し

(イ) 線内に家屋を有し又は住居する者並に其の親戚知人若

くは其の雇人にして救援を爲さんとする者

(ロ) 線内の官公衙等に奉任し又は公用を帯たる者

(ハ) 電氣其他線内に施設しある事業の係員

(ニ) 醫師産婆及大工左官等にして線内に職業場ある者

(ホ) 郵便電信集配人にして其の集配に従事するものは氏名を告げず其の線内に入ることを得

以上に依り大略火災場の取締をなすことを得と雖も之れが取締をなすに當り必要なる處置をなすことを得るも若し其の目的を達すること能さるときは如何に處すへきやにあり斯る場合に於ては左の制裁あり然れども左の制裁は悉く之れを罰することを得ると雖も其の必要なる場合のみ行ふを穩當なりとす

制裁法規

制裁法規

(一) 明治四十一年内務省令第十六號警察犯處罰令第二條三十四號

「水火災其他の事變に際し制止を肯せずして其の現場に立入り若は其の場所より退去せず又は官吏より援助の求を受けたるに拘らず傍觀して之に應せざる者」

(二) 明治三十一年静岡縣令第六十一號火災取締規則第五條「火災現場に於て非常線内に詐稱して入りたる者」

十、防禦の方法に就て

火災の防禦は地理、水利、風位、風力其他建築物の關係等により到底一樣に之を定むることを得すと雖も要するに防禦の部署は風下に定むるを原則とすへし然れども風力強烈にして何

等風上に延焼の虞なく單に火焰は風下に向て風靡的に延焼迅速なるときは風下の防禦は殆ど不可能なれば風下延焼の兩側又は一側に主力を傾け延焼線に對し兩側より挾撃的又は一側より一方放水し風下適當の箇所にて破壞消防を行ひ火道を遮斷する等適當の措置を講ずるにありとす

延焼防禦
隊編成の
必要

尙延焼防禦としては屋上不燃質物ならざる建物なるときは五米突の風力にありては五町、十米突、の風力にありては十町の距離に延焼するを例とするものなるを以て別に延焼防禦部隊を編成するの必要あるへし

無風の場合

風下には廣幅の道路或は防火壁あり又は延焼すへき建物等の存在せざる場合は固より風下に部署を定むるの必要なきこと勿論なりとす次に無風の場合に於ては主として燃燒點に對し

燃燒物消
火方法

包圍的放水防禦に努むるを肝要とす而して防禦上に於ける放水は努めて家屋の内部に進入し火點に接近して爲すを有利とすへきものなれば防火專掌及水管係の任にあるものは常に水管を餘裕ある如く之れを波狀に延長するを良しとす

次に放水に方り最も注意を要すへきは「ブリキトタン」等を以て葺覆せる木造建物の火災に在りては先づ迅速に其屋上の一部を破壊して火焰を排除するを要す之れ屋内延焼の擴大せんとするを防遏せんか爲なり建物の外壁の中間に空隙あるときは之れに注水し又閉扉せる土藏煉瓦造等の建物か一時火焰の包圍を受けたるものに對しては其外壁の冷却するを俟つて開扉すへし其他「カーバイト」生石灰、石油、揮發油等に對し放

水するか如きは火災を大ならしむることあれば之等は總て窒息的消防方法を應用すへき様注意すへし之れか應用に要する防火材料としては砂、灰、食鹽、重曹鹽化アンモニヤ等の燃質性の固形粉末を用ゆるか若は簡單なる方法としては濕濡せる苳蓆又は空俵等を以て行ふも良とす
然とも此等の方法は燃燒物件の種類に依り考量すへきものなり

十一、防火專掌に就て

防火專掌の組織

火災場に於て直接防禦に従事するものは防火專掌（俗に筒先係）とす其の人員は消防機械の種類如何に依りて定むへきものにして破壊的消防の如き人員を要せざるものとす而して防

火專掌たるへきものには必ずや指揮者一名筒先擔當一、二名（送水壓力七十封度以上の消防機械には三名）助手一名を以てするを要す即ち指揮者は常に先頭に立ちて放水指揮の任に當り助手を以て隨員（傳令其他の任務）となすへきものとす

注意

防火專掌指揮者は常に防火位置（筒先の点）に至りしきは一、個以上、水管を準備し長距離放水に方りし際水管不足を生せざるの準備をなすへし之れ距離に對する水管充分なりと思料し擴めたるに其の目的に達せず水管不足の爲め其置場へ馳付くる中に送水あり遂に管創（筒口）だも付着せしめ得ざるに至り止なく一時送水中止の例あり

放水点の位置及應用

之の防火專掌は火災防禦の際最も重大なる任務を負ふへきものにして其の放水點に注意し以て放水を縦横に應用し一舉して之を鎮滅に期すへきものなれば指揮者は濫りに後方よりの加言發聲に依りて自己の信する放水の位置を變更するか如き

防火中の
注意

消防機械
の位置變更
の危険
更若切迫
の場合の退
去方法

七六

ことあるべからず之れ幾多の加言を信頼し徒らに放水の變更したるときは防火の目的を達せざることあるを以てなり

次に防火專掌の任務にあるものは最も危険の地位にあるを以て常に細心の注意を拂ふべきなり即ち屋上崩壞重量物件の燒燬墜落の虞あり又は未電々線に接觸するか如きこと（特に現場に至りたるときは電流停止の有無に注意のこと）或は瓦斯の充満し居る場合堀井、地窖、其他便所等あるを以て一層の注意を爲すべきなり

以上の注意をなし防火に努むると雖も火勢熾烈其他の理由に依り特に放水の立場不利を感ずるとき又は危険の切迫せる場合は消防機械の位置變更の命に接し若は自ら危険切迫の状態と認め退却する時忽ち四邊暗膽猛煙の鎖す所となり咫尺爲め

に辨ぜざるに至り加ふるに呼吸隨て困難となり方向を失するか如き場合に至り目下の地位は牛憎高層大建物の火災或は階上に突進したるときに遭遇したるときは如何になすべきや之れ指揮者たるものは沈着事に當り一同を離散せしめす濕布の如きものを鼻口に掩はしむる方法を指示し自己か之れ迄消防機械より緊結放水し來りし水管を傳はり匍匐し後退するにありとす

補助任務 終りに防火專掌の任に當るものは送水專掌の後援を俟て充分の活動すべきものにして主なる任務は防火にして且人命救助の補助をなすべきものなりとす

十二、送水任務に就て

火災場に於ける送水の任務は消防隊の防禦上唯一の生命なりとす故に送水の如何は火災の鎮滅猖獗に至大の關係あるは言を俟たず而して送水任務の目的を達するは一に最初の現場到着にありとす之れ水利地點を撰定の上防禦部署を考慮適當の位置を定め送水任務に服すべきものなればなり（六火災出場に就て參照）

次に送水の方法は消防機械の種類（送水、動力）により一様ならずと雖も克く送水任務中の指揮者は斷へず部下を督勵し送水壓力に異狀を生せしめざるに努むるにありとす

十三、破壊消防の任務に就て

一度火災の起りしとき速に發見し又は出動迅速にして大事に

破壊消防の任務

至らしめずして直ちに之れを消止むれば其の損害僅少にして従て公共に及す危害尠し然るに其の發見遅く且夜半時にして消防の出動迅速を欠き折しも風力強く加之人家稠密なるが爲め燃燒急にして忽ち數戸をなめ盡し徒らに應援消防隊の到着を待つときは如何に消防に焦心せると雖も僅かの放水消防を以て事に當るは殆ど其の効なし斯る場合の所置として防火と燃燒中の家屋其他の建造物を破壊するは勿論未だ燃燒せざる家屋其他に對して必要と認むる限度に於て破壊するの止むなき場合の生ずるの例少なからず之れ破壊消防の必要なる所以にして破壊消防の任務亦茲にありとす

然れども他人の邸宅内に侵入し又は他人の土地物件を使用處分するは極端なる所有權の侵害なりとす所有權不可侵は憲法

の保障事項たり（憲法二七條）故に斯る場合に於ては之れが
 消防に従事するもの必ずや法の根據に依らざるへからず之れ
 か土地物件の使用處分若は制限するは法令上警視警部若くは
 警部補を以て充つる警察署長若は警察分署長に限るものなり
 （行政執行法地方官々制）故に破壊消防に従事するものは右に
 定むるもの、下命に依らされは家屋其他の破壊をなすことを
 得ること深く注意すへし然れとも例外として一般的若は
 特別に警察（分）署長より受けたる命令を傳達し又は之か代理
 の命を受けたる場合は之の限りにあらざるものとす

破壊を命
 令すへき
 責任者

注意

燃焼せざる家屋其他の破壊は後日幾日の市町村の補助を仰ぐの途あるや
 該家屋の火災保険上の契約等に關し考量すへきものとす
 夜間火災は危険防止其他の關係上燈火（電燈其他）を消燈せしむるの爲め
 火氣と消失したるときは四面暗黒となり爲めに破壊消防及び人命救助若

くは救護の場合風強く或は散水の爲め提燈等の光力保ち難きことあり不
 尠不便を感じることも多し斯る場合は常に出動消防組に數個の「あせちり
 ん瓦斯」又は携帯上便宜なる電燈等を準備し斯る際之を使用し以て目的
 物を照明し充分なる活動をなさしむるに努むるへし

十四、人命救助に就て

出火現場に於て消防に従事するもの直接防火に努むる念慮強
 く爲めに人命救助は深く考量せざるの傾あり然るに今や都市
 建築物の趨勢は漸次高層なる歐風の大建築を以て滿さるゝに
 至り一朝有事に際し多數の人名の救助に付き特殊の方法を講
 せざるへからざるは必然の結果なりとす之れ消防隊の一部に
 人命救助の任務を分掌せしむる所以なりとす
 人命救助に關し研究を要するは救助の要員及要具並に救助方

救助の要
 員及要具

法の三となす而して要員は其の採用せる救助器具の種類如何に依りて定むべきものとす要具としては現今都市に於て採用せるものは自動式機械梯子及救助袋救助幕とす

註 機械梯子……(延長六十尺乃至四十尺の三聯製自動車式) 救助袋……(四十尺乃至三十尺の二個以上續し得る装置) 救助幕……(方九尺)

之等の要具は總て都市の高層建築物に於ける人命救助具として用ふるものとす

救助の方

而して其の方法は建築物の構造及其の高低罹災者の種類(病者、老幼、婦女)其の人員等により機械階子及救助袋を應用し又は救助幕若くは機械梯子のみ利用すへきかは一々現場の状態により其の方法を指定すへきものなりとす然れども高層より病者老幼婦女等の救助には救助袋を以てなすは極めて簡

救助の時

單にして安全なる方法なりとす
火煙の充滿せる屋内に進入し完全なる救助の目的を達するや否に注意せざる時は救助者自身の危険あれば常に用意し屋内に進入の際は濕布を以て鼻口を覆ふを可とす
終りに人命救助は時機を失せざること最も肝要なり救助すへき時機は其の多くは火災發生の初期(發火當初)にありとす故に救助は特に敏速の動作を以て其の目的を達し遺憾ならしむるにありとす

十五、救護班の任務に就て

此の任務は人命救助の任務と相俟て消防の二大任務の一なりとす而して其の方法は種々あるを以て僅かに一例を示すに止

- (一) 人事不省 (頭部打撲、其他の部分打撲の爲
一時精神の官能絶へたりしとき)
假死者の着裝せる衣服を解き頭部及上身を高くし適宜の
位置に安臥せしめ冷水を濕したる布片を頭部に施すへし
- (二) 卒倒 (饑渴に於ける過度の勞働、
劇痛、大出血、過度の感動)
靜に冷處に安臥せしめ頭部を低くし衣服を解き前額に冷
水を撒灌し前額及心臟を濕布にて輕打すへし
- (三) 止血法
冷水若は石炭酸水(稀薄)にて洗ひ消毒綿紗を以て壓迫繃
帶を施すへし
- (四) 火傷
冷罨法或は石炭酸水罨法を施すへし

(五) 人工呼吸

假死者の衣服を除き仰臥せしめ低き枕を以て頭部及上身
を高くし兩脚は併行の位置に直し一人は假死者の片側に跪
坐し拇指及示指にて布片を以て舌を口外に牽出して之を
固持し他の一人は假死者の腹部に跨り立膝になり兩手を
開きて乳房及肋骨の下部に當て充分なる力を入れ徐々に
壓迫を繰返すへし
(一分間十五回位の速度を以て三十分乃至一時間位之れ
を行ふこと)

(六) 溺死者

衣服を脱し直ちに腔内の水及泥土を除去し人工呼吸を行
ふへし

(七) 電撃者

被害者及附近にある電線を取除き危険なき様適當の方法を講じたる上直ちに人工呼吸を行ふへし
以上の方法を行ひつゝ、醫師の來るを待つへし

十六、殘火鎮滅に就て

殘火鎮滅の方法

火災稍々鎮靜に歸し殘火に至りたるときは燒失建築物の種類及燒失區域の狀況に依り一定せざるも雖も大抵は罹災地所屬の消防隊一部の殘留の外は退場するものとす殘火鎮滅に當るへき消防隊は其の崩壊したる建築物又は埋没物件の掘出し若くは之れに注水し薪炭木材の類にありては堆積せる燃燒物件の殘火は其の一端より順次に之を除却し注水すへし又土藏の

注水作業中の注意

密閉せるもの或は一時火焰の包圍を受けたる建造物は其の四邊の殘火消滅にして而も外壁の全部冷却したる後に於て開扉すへきなり
次に此の任務に當るものは火災中の燒失者又は發火の原因調査及放火たるの疑あるか如きことあれば作業中は専ら之れか發見及證憑の蒐集に努むることは常に心掛け置くへきものとす

十七、現場引上げに就て

應援消防隊の引上げ

火災は漸次鎮靜に當り最早延燒の虞なく僅かに殘火の任務のみに至りしときは速に罹災地所屬消防隊の外は退場すへきものとす之れ火災は不時の出來事にして何時何處に再發すへき

や計り知ることを得ざるものなるを以て直ちに所屬地に引上げ斯る有事の用に當るの準備を爲すを要す

但し出場又は應援の場合は可成一消防組區域に二臺以上の消防器械(唧筒)を有するときは一臺は出場後の安全を期する爲めに残置すへきは前述警報任務の説明に當り注意し置きたり現場引上に際しては指揮官は退場の準備を爲さしめたる上現場點檢を行ひ(出場人員、出場器具、器具破損の有無等)防火に努たる地點或は焼失を免かれたる建造物に旗若くは消防の徽章を樹て其の行動の状況及現場引上げの旨臨場警察官吏若くは残火任務の消防指揮者に告知して退場すへきものとす

十八、森林火災の豫防に就て

森林の火災は如何にして發生するか(原因豫防)若し發生した

退場の場
合に於け
る注意

る場合は如何にして火災を小區劃に限定し得へきか(延焼豫防)を以て森林火災豫防の概念とす

(一) 森林火災を發生せしめざる方法

其の原因を調査せば森林に於ける焚火若くは煙草の吹殻或は柴草の焼付の場合に防火準備不完全等の過失に依るも多く平素森林に於て之等火氣の使用を嚴禁するは法令の明定せる處なりと雖も之か取締の困難なるに依り充分の効果を擧ぐることを得ざるは遺憾なりとす故に之れか發生の場合は如何にして火災を小區劃に限局せしむへきかと云ふに之れ防火線に依る豫防方法と防火林に依る豫防方法とす

(二) 防火線に依る豫防方法

防火線に依る豫防は大森林に於て發生せる火災を一小區劃にして終熄せんか爲め常に防火線を設置するものにして其の方法は適當の幅員を有する一帯の空地若は溝を穿ちて之れを廻らしめ以て幾多の小區劃に區分するものとす而して其の方法は防火線たる空地又は溝の幅員を廣大ならしむるにあらされは完全なる効果を奏すること能ざることに注意すへし防火線は有効の幅員凡そ五間以上なるを要す本縣下火災の原因に鑑みるときは森林の隣地たる原野より延焼するもの多きを以て森林組合又は農會の活動に依り森林に接したる原野には常に十間以上を保有の防火線を施設するを要す

(三) 防火線に依る豫防法

此の方法は危険多き森林(松柏類の森林)を簇葉多き樹木の一帯を以て小面積に區劃せんとするものとす松柏類は多量の樹脂を含有するを以て一朝火を失せんか恰も松明の燃ゆるか如く火力熾烈にして容易に鎮火し難し之れに反して簇葉多き樹木は全く樹脂を含有せざるのみならず多量の水分を含み居れを以て火災に罹りたる實例殆ど稀れなり

以上森林火災を發生せしめざる方法は取締困難の憾みあり防火線に依る豫防は其の目的を達せんには多大の費用及土地を不生産的に使用せざるへからざるの缺點あり防火線に依る豫防は多大の費用及森林中廣大なる不生産的土地を要せず殊に防火線たる樹木も亦木材として使用し得べきものなるか故に經濟上の利益小ならずして完全に防火の目的を達する最良

の手段なりとす

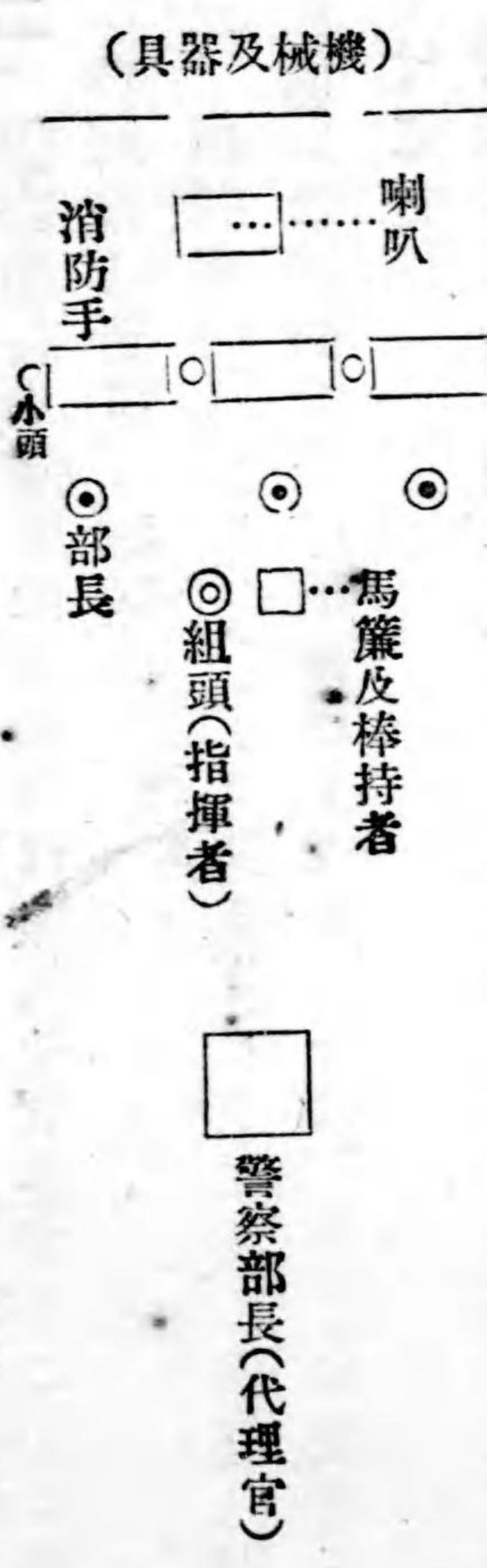
山林火災防禦器具

品目	用途
鎌 (長柄製も含む)	草木刈取り防火線を造る
山刀	全
鉋	立木伐倒
鋸	全
斧 (手斧、大斧も含む)	全
鍬 (唐鍬も含む)	土砂を掘り火氣を覆ふ
蒿 (長蒿、大蒿も含む)	木材取除
熊手	枯草落葉を除去

シャブル	土砂を掘る
スコップ	全
背負水囊	水運搬

十九、金馬簾授與式の方法

一、警察部長(又は代理官)の來場したるときは左の整列を行ひ指揮者(組頭)は「氣を付け」の號令をなすこと



- 二、警察部長着場したるときは喇叭を吹奏すること（軍隊の將官に對する喇叭）
- 三、指揮者は「前へ進め」にて馬簾棒持者と共に前進し警察部長の前面十歩の所に至りたるときは「止め」の號令をなすこと
行進のときは馬簾を擔ひ止まりしときは棒持者の右側に置くこと
- 四、警察部長は馬簾に向ひ金馬簾允許狀を朗讀すること
此のとき馬簾棒持者は馬簾を体の中心に棒持すること
（朗讀中）
朗讀終て指揮者は允許狀を受け馬簾は舊位に復し金筋の包みたる一條の露はすこと

- 五、指揮者は「廻れ右」の號令をなすこと
- 六、指揮者は全組員に對し「金馬簾に敬禮」の號令をなすこと
此のとき部長は（部長なきときは小頭）舉手敬禮をなし消防手（小頭）は注目すること
- 七、指揮者は「前へ進め」にて組員の前方に進み舊位の所に至りしとき「止め」「廻れ右」にて舊位置に復す
- 八、警察部長の訓示
- 九、「休め」指揮者の號令
- 十、來賓者の祝詞
- 十一、組頭の答辭
- 十二、「氣を付け」警察部長以下の退場

？演習、餘興、解散、

二十、演習点檢方法

- 一、組員の配列
- (イ) 巡檢施行の場所
- 二、巡檢官の書類簿冊の點檢
- (イ) 組頭提出
- 三、人員服裝の點檢
- (イ) 號令は小頭以上之を司る
- (ロ) 出場及缺場者の報告
- (ハ) 號令司は點檢官に隨行
- 四、運動點檢

(イ)(ロ) 器具携帶隊伍を組み行進
器具携帶せず操練

五、唧筒の操法

(イ)(ロ) 普通操法

(ロ)(ハ) 應急操法

(ハ) 放水

六、分列式

七、點檢官の訓示

八、解散

九、禮式

- (イ)(ロ) 甲號被服に在りては体の上部を少しく前に傾く
乙號被服に在りては舉手

十、以上

二十一、消防組に必要なる書式の大要

内申書

何郡何町何村何番地

(何町村消防組)

(部長小頭消防手) 何

某

生年月日

右者何町村消防組々頭トシテ適任者ト相認メ推薦仕候條御任命相成度此段及内申候也

大正 年 月 日

何町村消防組

(辭任中)組頭 何

某

静岡縣警察部長

本書ハ所轄警察署へ差出サルヘシ

辭職願

私儀今回家政上ノ都合(病氣)ニ依リ勤務致兼候條辭職ノ儀御聽許相成度此段奉

願候也

大正 年 月 日

何町村消防組

組頭 何

某

静岡縣警察部長

本書ハ所轄警察署へ差出サルヘシ

内申書

何町村消防組(第 部)

小頭 何

某

(消防手)

右者本消防組第 部長(小頭)トシテ適任者ト相認メ推薦仕候條御任命相成度此段及内申候也

大正 年 月 日

何町村消防組

組頭 何

某

警察署長

辭職願

私儀今回家政上ノ都合(病氣)ニ依リ勤務致兼候條辭職ノ儀御聽許相成度此段奉

願候也

大正 年 月 日

100

何町村消防組(第 部)

部長

(小頭) 何

消防手

某印

警察署長

殿

本書ハ組頭ヲ經由シ差出サルヘシ

内 申 書

何郡何町村何 番地

何

某

右者本消防組消防手トシテ推薦仕候條御任命相成度此段及内申候也

生年月日

大正 年 月 日

何町村消防組

組頭 何

本人 何

某印 某印

警察署長

殿

事務引繼報告書

大正 年 月 日本消防組ニ關スル全部ノ事務引繼終了仕候條此段「別紙添付」及報告候也

大正 年 月 日

何町村消防組

前組頭 何

後任者 何

某印 某印

警察署長

殿

組員、賞罰、給與、豫算(支出、殘額)

別紙

機械、器具、帳簿ノ保管

其他引繼ニ關スル事項

組員失格報告書

何町村消防組(第 部)

部長

小頭 何

消防手

某

右者大正 年 月 日何郡何町村へ轉住「陸海軍ノ現役ニ就キ又ハ召集ニ應シタル」以來所在不明(三ヶ月以上ナルコト)一ノ爲メ失格者ト相認メ此段及報告候也

101

大正 年 月 日

1011

何町村消防組

組 頭 何

某印

警察署長

殿

尙公權剝奪若ハ停止セラレタルトキ
禁治産又ハ準禁治産者トナリタルトキ
禁錮以上ノ刑ヲ受ナタルトキ

他 出 届

私儀家事要件「病氣見舞」ノ爲本日ヨリ何日迄何郡何町何村へ何泊ノ豫定ヲ以テ他
出仕候條此段及御届候也

大正 年 月 日

何町村消防組

組 頭

(小頭) 何

某印

(部長)

警察署長

殿

本書ハ組頭、小頭共ニ他出スヘキ場合届出スヘキモノ

組員功賞報告書

何町村消防組(第 部)

部長 何

小頭 何

某

消防手

右者滿何年以上勤續シ紀律嚴肅勤務勉勵及消防ニ關スル技術熟達ノモノ「大正
年 月 日何郡何町村ノ變災ニ方リ拔群ノ功勞アルモノ」ト相認メ候條功勞證書
御授與相成度別紙關係書類添付此段報告候也

大正 年 月 日

何町村消防組

組 頭 何

某印

警察署長

殿

別紙(本人ノ履歷及他ノ組員ヨリ優秀ナルコト
拔群ノ功勞アル其ノ事實

組員行狀報告書

何町村消防組(第 部)

部長

(小頭) 何

某

(消防手)

右者消防規則施行細則第三十三條各號ノ一ニ該當スルモノ相認メ候條其ノ事實別

1011

紙ノ通添付此段及報告候也
大正 年 月 日

警察署長 殿
何町村消防組 組頭 何 某印

別紙
細則第十五條ニ依リ參集參着セサルモノ
全第十六條ノ規定ニヨラス退場解散シタルモノ
全第二十條ノ命令ニ從ハサルモノ
全第廿一條第廿二條ノ各項ヲ遵守セサルモノ
以上は特ニ必要アルモノニ對シ相當意見ヲ付シ報告スヘキモノ

消防組員出場並缺場人員報告

右及 大正 年報 月告 警察署長 日	缺場			組頭以下定員 人	出場			計
	計	第一部	第二部		計	第一部	第二部	
事故 病氣								
人					部長	小頭	消防手	計

本報告ハ演習及災害出場ノトキノ人員報告ニ用ユルモノ

何町村消防組頭

金馬簾允許ヲ受ケ居ル符號

出場表

一條 k.1
二條 k.2

何町村消防組

備考	風風 力位	原因	出動時刻		延燒 戸數	消防組員 ノ死傷者	及唧筒臺數 人員	火元氏名 (警番號)	發火日時	
			到着時刻	引上時刻					月日	時分
原因ハ失火其他ヲ詳細 唧筒臺數ハ瓦斯倫、蒸氣、腕用ノ區別 人員ハ役員ト區別スルコト			日午時	日午時	何某外				月日	時分
			分出現場引上	分出現場引上	戸棟數				聞知	認ム

本表ハ現場ニ於テ作製シ警察官ニ差出スルモノ(組頭若ハ其ノ組ノ指揮者)

沿革誌ノ様式

一、消防組ノ沿革

年	月	日	記	事
大正元年	十月	二日	美名村字早口ノ私設消防組ヲ組織ス	

消防組ノ沿革

カード式 加除自由トス

沿革の内容

順序

- 一、消防組ノ沿革
- 一、器具藏置場ノ沿革及坪數
- 一、消防組區域ノ變更
- 一、定員ノ増減
- 一、組頭及役員ノ更迭氏名
- 一、機械器具ノ沿革
- 一、演習災害出動事項

沿革誌

市町村消防組

凡例

- 河川
- 道路(唧筒車ノ通スル)
- 道路(人ノミ通スル)
- 田
- 神祠
- 佛宇
- 學校
- 郵便局
- 火藥庫
- 湖沼
- 石煉瓦壁
- 木柵
- 人家(稠密)
- 人家
- 池水
- 井戸
- 空井戸
- 湧水
- 病院
- 町役場
- 警察署
- 市役所
- 郡役所
- 火ノ見
- 唧筒藏置場
- 水道
- 公署

水利圖面

市町村消防組

C

O

組員名簿様式
表 面

考 備	任命大正 年 月 日
	現住所 氏 名
	(組頭、部長、小頭、消防手) (纏、唧筒、給水、火先、信號係)
	生年月日

カード式 加除自由トス

何消防組第 部

裏 面

考	備

組員一覽表

市町村消防組

備考	計	第三部	第二部	第一部	役名			計
					部長	小頭	頭	
組頭一名								

本表は「組員名簿」ノ上部ニ綴込ノコト

表紙

組員名簿

市町村消防組

カード式 加除自由トス

理	修	新調	大正 年 月 日	價格	機械、器具名稱 旗纏唧筒	組又は個數 一個 一組
		購入				
唧筒(纏)	大正 年 月 日修理					

裏面

考	備
	保管者ノ氏名(役名) 廢棄、賣却處分ノ年月日

機械器具一覽表

何消防組

備考	計	第三部	第二部	第一部	器	
					具	械
						瓦斯筒式唧筒車 瓦倫式唧筒車 腕水 腕水
						漚 漚
						旗 提燈
						高張梯子 指叉 鳶口 掛 掛
						掛 掛
						斧 斧
						斧

本表ハ器具目錄簿ノ上部ニ綴込コト

第一表「斧」ノ次ニ續クモノ

備考	計	第三部	第二部	第一部	器	
					目	名
						梯子 救助
						救助 袋
						救助 幕
						輕重 車
						救助 車
						桶
						其他 何々
						全 全
						計

器具目錄簿

市町村消防組

建物臺帳様式

備考	設立費	坪數	年設月立	建物ノ名稱 〔啣筒藏置場器具藏置場〕
	敷地借關係	構造	位置	

啣筒藏置場

裏面

(建物ノ平面圖記入)

1111

表紙

建物臺帳

市町村消防組

1111

一、被服甲號「出場手當」

市町村消防組

給貸與 年月日	種 別	現 職 及 氏 名	認受 印領

被服甲號

給貸與品。諸手當。ノ區別「種別」ニ依リ別口座トス

表紙

給貸與品
諸手當 支給簿

市町村消防組

一、被服甲號「出場手當」 市町村消防組

被服甲號	出納年月		種別	受	高	拂	高	残	高
	年	月							

給貸與品及諸手當ノ區別「種別」ニ依リ別口座トス

給貸與品 出納簿

諸手當

市町村消防組

警備費豫算及支出簿様式

大正		年度警備費豫算表		市町村消防組	
項目	節	内	譯	金	額
消防組費					
手當及辨當料		夜警手當			
器具費		出場手當			
建築修繕費		新調若は修繕費			
扶助料及手當		機械藏置場修繕			
功賞		遺族扶助料			
		功勞賞金			

本表ハ警備費豫算及支出簿ノ上部ニ綴込コト

大正		年度警備費豫算表		市町村消防組	
項目	節	内	譯	金	額
出場手當		夜警手當			
		出場手當			
		新調若は修繕費			
		機械藏置場修繕			
		遺族扶助料			
		功勞賞金			

本表ハ「節内譯」毎ニ別口座トシ整理スルコト
備考ハ給貸與品諸手當支給簿ニ依リ記入ノコト

警備費豫算及支出簿

市町村消防組

功勞證書所持者名簿様式

功勞證書「精勤證書」所持者名簿

市町村消防組

部 名	就 職 日 年	授 與 日 年	現 職 及 氏 名	考 備

功勞「精勤」證書ヲ兼リスルトキハ口座ヲ別トナスヘシ
備考ハ「規律及技術ノ熟達ニ依リ」又ハ「拔群功勞ニ依リ」ト記入スルコト

功勞證書「精勤」所持者名簿

市何村消防組

夜警勤務日誌様式

時 認 印	視 者 日 巡	監 督 事	勤 務	記 事	有 無	出 動 準 備	機 械 器 具	風 力	風 位	天 候	月 日	勤 務 年
											大 正	年 自 午 后
											時	勤 務 消 防 組 員 名 氏

夜警勤務日誌

市町村消防組

竈及煙筒検査表様式

警 察 官 認 印	竈ノ種類	構造設備	燃料	煙筒構造	灰置場	修繕、改造 其他注意 事項	市町村消防組 組員認印
							市町村消防組 組員認印
竈及煙筒検査表 市町村消防組 若 認 印 ハ 所 有 「 管 理 」 者 住 所 氏 名 臨 檢 査 日 月 年							組 員 認 印 防 消

カード式加除自由トス

裏面

修繕改造 其他注意 事項	〃	〃	〃	〃
臨檢 年月日	〃	〃	〃	〃

一三六

表紙

竈及煙筒検査簿

市町村消防組

一三七

二十二、組員操典

一三八

一、整頓 (人員服裝点檢)

- 一、集マレ
- 二、氣ヲ付ケ
- 三、番號
- 四、嚮導「三步」前へ
- 五、右へ「準」へ
- 六、直レ
- 七、前列「六步」前へ押後列四步後へ「進」メ

二、行進

- 一、前へ「進」メ
- 二、嚮導右(左)
- 三、分隊「止」レ
- 四、足踏、進メ
- 五、右(左)向ケ前へ「進」メ

六、斜ニ右(左)へ「進」メ

七、駈足「進」メ

八、速足「進」メ

九、步調取レ

一〇、步調止メ

二、廻レ右前へ「進」メ

三、頭右(左)

三、方向變換

一、右(左)ニ方向ヲ換へ「進」メ

四、右(左)向半右(左)向及後向

一、右(左)向ケ「右(左)」

二、半右(左)向「右(左)」

三、廻ハレ「右」

一三九

五、隊形變換

- 一、橫隊作レ進メ
- 二、右(左)橫隊作レ進メ
- 三、中隊縱隊作レ進メ
- 四、左(右)へ並ヒ進メ
- 五、併立縱隊作レ進メ
- 六、右(左)へ併立縱隊作レ進メ

二十三、唧筒操法

一、腕用唧筒

乙號(獨逸形)普通操法

- 一、集マレ
- 二、氣ヲ付ケ
- 三、番號
- 四、右へ準へ

五、直レ

- 一、搖桿手休メ
- 二、定位へ進メ
- 三、唧筒卸方開始メ
- 四、吸管卸セ
- 五、車頭ヲ扛ゲ
- 六、車ヲ除レ
- 七、放水備方開始メ
- 八、吸水管着ケ
- 九、水管擴メ
- 一〇、搖桿手氣ヲ付ケ
- 一一、搖桿手定位へ進メ
- 一二、位置ヲ定メ
- 一三、始メ
- 一四、止メ
- 一五、搖桿手舊位へ復セ
- 一六、放水備方崩セ始メ

- 三、水管ノ水ヲ出セ
- 三、吸管除レ
- 三、唧筒積方始メ
- 四、唧筒一扛ゲ
- 五、車ヲ着ケ
- 六、唧筒一置ケ
- 七、轆木一置ケ
- 六、吸管一積メ
- 元、定位へ一進メ
- 三、車ノ後へ一進メ

乙號(獨逸形)應急操法

- 一、急ギ備へ一
- 二、始メ一
- 三、止メ一
- 四、崩セ一
- 五、積メ一

二十四、唧筒車行進法

一、腕用唧筒

- 一、集マレ一
- 二、氣ヲ付ケ一
- 三、番號
- 四、右へ一準へ
- 五、直レ
- 六、定位へ一進メ
- 七、轆木一扛ゲ
- 八、唧筒前へ一進メ
- 九、唧筒右(左)へ一進メ
- 〇、唧筒半輪ニ右(左)へ一進メ
- 二、唧筒一止レ
- 三、轆木一置ケ
- 三、車ノ後へ一進メ

一四五
二五五、消防組器具携帶行進順序

- 一、高張
- 二、繩
- 三、梯子
- 四、旗
- 五、唧筒
腕用唧筒
蒸氣唧筒
- 六、水管車
瓦斯倫唧筒
- 七、鳶口
- 八、掛矢
- 九、鋸
- 一〇、斧

二四六、消防法規

(イ) 消防組規則 (明治二十七年二月九日 勅令第一五號)

- 第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得
- 第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

- 二、指 又
- 三、水 桶
- 三、輕重車
- 四、其他

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

組頭及小頭ハ警部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス

消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ従事ス

小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ハルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諮問シ消防組ノ數部ニ分ツコトヲ得

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但災事ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若ハ小頭之レカ指揮ヲ爲スコトヲ得

第七條 消防組ハ其區域外ノ火災ト雖モ警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警防ニ應援スヘシ

危急ノ場合ニ於テ警察署長前項ノ指揮ヲ爲スノ暇ナキトキハ他ノ警察官署長ニ代テ其ノ指揮ヲ爲スコトヲ得

第八條 警部長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケテ其ノ地方全躰ノ消防組ヲ指揮監督ス

消防組ハ火災警防ノ爲メニアラザレバ集會若クハ運動スルコトヲ得ズ

但警部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長ニ於テ儀式訓

練及他ノ災害ノ爲メニ集合運動ヲ命シタル場合ハ此ノ限ニ
アラス

第九條 消防組ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ府縣知事之
ヲ定ムヘシ

第十條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知
事ハ之ヲ解クコトヲ得

第十一條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諮問シ府
縣知事之ヲ定ム

第十二條 消防組ニ必要ナル器具及建物ハ府縣知事市町村會
ニ諮問シ之ヲ定ム

前項ノ器具及建物ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ

第十三條 消防組ニ關スル費用ハ其市町村ノ負擔トス

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 此ノ規則ヲ施行スル爲メニ必要ナル細則ハ府縣知
事之ヲ定ム

第十六條ノ二 府縣知事ハ地方ノ狀況ニ依リ此ノ規則ノ全部
若クハ一部ヲ準用シ水災ノ警戒防禦ノ爲メ水防組ヲ設ケ又
ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第十七條 此ノ規則ハ東京市、大阪市並沖繩縣ノ郡及島嶼ニ
之ヲ適用セス

第七條ノ規定ハ東京市及大阪市ニ於ケル消防組ニ之ヲ準用
ス

第十八條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道廳長官之

ヲ行フ

東京府郡部ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ警視總監之ヲ行ヒ警部長ノ職務ハ警察署長之ヲ行フ

第十九條 此ノ規則中市ニ關スル規定ハ市町村組合並北海道及沖繩縣ノ區ニ、町村ニ關スル規定ハ町村組合ニ之ヲ準用ス

(ロ) 消防組規則施行細則 (明治四十年一月
靜岡縣令第九號)

第一章 組 織

第一條 市町村ニ於テ消防組ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ市町村會ノ決議書寫ヲ添へ所轄警察署ヲ經由當廳ニ差出スヘシ變更ヲ爲サントスルトキ亦全シ

一 設置スヘキ區域

二 部ヲ設ケントスルトキハ其部數及其區域

三 消防組ノ名稱及組員ノ數

四 部ヲ設ケントスルトキハ部ノ名稱及部員ノ數

五 消防機械器具ノ名稱員數

六 建物ノ名稱及其場所

七 給與品ノ種類

八 手當ノ種類及金額

第二條 消防組ヲ廢止セントスルトキハ其理由ヲ具シタル申請書ニ市町村會ノ決議書寫ヲ添へ所轄警察署ヲ經由當廳ニ差出スヘシ

第三條 當廳ハ消防組設置ナキ市町村ニ對シ其設置ノ必要ヲ認め又ハ既設消防組ニ對シ組織ノ變更ヲ要スルトキハ設置若クハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 消防組ノ名稱ハ其市町村名ヲ附シ市町村内ノ一部ヲ

以テ設置區域トナスモノハ其市町村名及其ノ地名ヲ附ス

但シ其地名ヲ附シ難キ事情アルモノハ他ノ名稱ヲ附スル

コトヲ得部ノ名稱ハ其地名若クハ數字ヲ以テスヘシ

第五條 消防組ヲ編成スヘキ人員ハ左ノ如シ

一 組頭 一人

二 小頭 消防手十人毎ニ一人

三 消防手

組ニアツテハ五十人以上百五十人以下部ニアツテハ三十人以上百人以下

第六條 消防組ヲ部ニ分ツトキハ各部ニ部長一人ヲ置ク

但部長ハ前條第二號ノ定員外トナスコトヲ得

第七條 消防組及部ニハ左ノ係ヲ置ク

組頭ハ各係人名ヲ所轄警察署長ニ届出ヘシ

一 纏係

二 唧筒係

三 給水係

四 火先係

五 信號係

第二章 消防役員ノ資格及任免

第八條 部長、小頭、消防手ハ所轄警察署長之ヲ任免ス

第九條 部長ハ小頭ヲ以テ之ニ補ス

第十條 組頭辭職セントスルトキハ其事由ヲ具シタル書面ヲ

所轄警察署長ヲ經由シ「第四部」ニ差出スヘシ部長、小頭、

消防手ハ組頭ヲ經テ所轄警察署長ニ差出スヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ消防組員タルコト

ヲ得ス

一五四

- 一 設置区域内ニ居住セサルモノ
 - 二 婦女及年齢十八年未滿ノモノ
 - 三 公權剝奪若クハ停止中ノモノ
 - 四 禁治産又ハ準禁治産者
 - 五 公費ヲ以テ救助中ノモノ
 - 六 懲戒處分ニヨリ消防手ヲ免セラレ滿三ケ年ヲ經過セサルモノ
 - 七 禁錮以上ノ刑ヲ受ケ出獄後滿三ケ年ヲ經過シ改悛ノ情ヲキモノ
 - 八 不素與動粗暴ナルモノ又ハ酒癖アルモノ
 - 九 身躰弱ナルモノ
- 第十二條 組頭及小頭ハ前條各號ノ資格ヲ有スルノ外尙ホ相當ノ資産徳望ヲ有シ適當ト認ムルモノタルコトヲ要ス
- 第十三條 消防組員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其職ヲ失フモノトス
- 一 區域外ニ轉住シタルトキ

- 二 陸海軍ノ現役ニ就キ又ハ召集、演習召集、教育召集、簡閱點呼ヲ除クニ應シタルトキ
- 三 逃亡シテ三ケ月以上所在不明ナルトキ
- 四 本則第十一條第一項第三號第四號ノ事實生シ又ハ禁錮以上ノ刑ヲ受ケタルトキ

第三章 服務及紀律

第十四條 組頭ハ部下ヲ監督シ左ノ事務ヲ管掌スヘシ

- 一 警察官ノ命令ヲ部下ニ傳達スルコト
- 二 消防手ノ技術訓練ニ關スルコト
- 三 機械器具及建物保管整理ノコト
- 四 被服及手當受授ノコト
- 五 組員身上ニ關スル書類執達ノコト
- 六 沿革誌、組員名簿、水利圖面及器具目錄簿ヲ調製整理ノコト

第十五條 消防組員ハ信號ニ應シ制規ノ服裝ヲナシ速ニ器具藏置場ニ參集シ警察官、警察官アラサルトキハ組頭若クハ

一五五

部長ノ指揮ヲ受クヘシ

一五六

但シ危急ノ場合ハ直ニ現場ニ參着スルコトヲ得

第十六條 消防組員ハ變災鎮定スト雖モ警察官、警察官アラサルトキハ組頭若クハ部長ノ指揮アルニアラサレハ猥リニ退場解散スルコトヲ得ス

第十七條 所轄警察署長ニ於テ變災豫防上必要ト認メ消防組員ノ全部又ハ一部ノ警戒勤務ヲ命シタルトキハ組頭ハ速ニ勤務方法ヲ定メ認可ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ

第十八條 消防組ノ變災應援區域及方法ハ豫シメ所轄警察署長ノ定ムル所ニ從フヘシ

第十九條 消防組ハ所轄警察署長之ヲ指揮監督ス

第二十條 消防組員ハ上班ノ命令ニ服從シ職務ノ本分ヲ盡ス

ヘシ

第廿一條 消防組及組員ハ左ノ各號ヲ恪守スヘシ

- 一 消防組ノ徽章アル纏、旗、提燈、被服、其他ノ給與品ハ丁寧ニ保管シ職務外ニ使用スヘカラス
- 二 所轄警察署長ノ許可ナクシテ猥リニ集合シ又ハ金錢物品飲食物等ヲ受納シ若クハ消防組又ハ組員ノ名義ヲ以テ寄付金品ヲ募集シ又ハ義務ヲ負フ契約ヲナスヘカラス
- 三 粗暴又ハ傲慢ノ言語舉動ヲナスヘカラス

第廿二條 火災現場ニ於テハ左ノ行爲ヲナスヘカラス

- 一 他組ト消口ヲ爭フコト
- 二 飲酒スルコト
- 三 消札ヲ用フルコト
- 四 警察官ノ指揮ナクシテ家屋其他ノ建築物等ヲ破壊スルコト

第廿三條 組頭小頭及消防手ハ非常ニ際シ迅速ニ參集スル様平素心掛ケ若シ一里以外ノ地ニ宿泊スルコトアルトキハ消

一五七

防手ハ組頭へ(組頭ナキ地ハ小頭へ)組頭小頭ハ互ニ其在宅
スルモノへ組頭小頭共ニ不在ナル場合ニハ警察官署又ハ巡
査派出所駐在所へ届置クヘシ

但シ已ムヲ得サル事故ノ外組頭小頭共全時ニ他出スルコ
トヲ得サルモノトス

第廿四條 組頭ハ本則第十三條各號ノ一ニ該當スルモノアル
トキハ速ニ所轄警察署長ニ報告スヘシ

第廿五條 組頭退職ノトキハ後任者ニ事務引繼ヲナシ連署ヲ
以テ所轄警察署長ニ報告スヘシ

但シ本則第十三條第二號第三號及第四號中又ハ以下ノ場
合若クハ死亡ノトキハ上席小頭ニ於テ本文ノ手續ヲナス
ヘシ

第四章 賞 罰

第二十六條 「第四部長」ハ變災ニ際シ拔群ノ功勞アリ又ハ平
素ノ紀律訓練他ニ秀アタル消防組又ハ部ニ對シ其纏ニ金馬
簾使用ヲ允許スルコトアルヘシ

但シ一回一條ニ限ル

第廿七條 「第四部長」ハ紀律ヲ紊シ又ハ訓練退步シ若クハ變
災ニ方リ其動作他ニ劣リタルモノト認メタルトキハ金馬簾
允許ヲ取消シ又ハ其使用停止スルコトアルヘシ

第廿八條 「第四部長」ハ消防組員ニシテ滿三年以上勤績シ紀
律嚴肅勤務勉勵及消防ニ關スル技術ニ熟達シ又ハ拔群ノ功
勞アリト認メタルモノニ對シテハ其名譽ヲ表彰スル爲メ功
勞證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第廿九條 消防組員ノ懲戒ハ左ノ區別ニ依ル

一六〇

- 一 免職
- 二 停職
- 三 譴責

功勞證書ヲ受ケタルモノニシテ前項第一號ノ懲戒又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其證書ヲ返納セシム

第三十條 組頭ノ懲戒ハ「第四部長」之ヲ行ヒ部長及小頭以下ハ所轄警察署長之ヲ行フ

第三十一條 組頭ハ消防組員ニ賞罰アリタルトキハ其組内ニ周知セシムヘシ

第三十二條 組頭ハ消防組員ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノアルトキハ所轄警察署長ニ報告スヘシ

- 一 變災ニ方リ拔群ノ功勞アルモノ
- 二 滿三年以上勤續シ紀律嚴肅勤務勩勵及消防ニ關スル技術熟達ノモノ

第三十三條 組頭ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ所轄警察署長ニ報告スヘシ

- 一 第十五條ニヨリ參集參着セサルモノ
- 二 第十六條ノ規定ニヨラス退場解散シタルモノ
- 三 第二十條ノ命令ニ從ハサルモノ
- 四 第二十一條第二十二條ノ各號ヲ遵守セサルモノ

第五章 訓 練 召 集

第三十四條 消防組ハ所轄警察署長ノ指定スル日時ニ於テ訓練スヘシ

第三十五條 所轄警察署長ハ毎年三回以上部内ノ消防組ヲ巡檢シ紀律器具建物及書類簿冊ヲ監査スヘシ

第三十六條 「警務長」ハ隨時前條ノ巡檢ヲ行フヘシ

第六章 徽章機械器具給與

一六一

第三十七條 消防組及部ニ設備スヘキ機械器具及建物ハ左ノ

如シ

但シ所轄警察署長ハ土地其ノ他ノ狀況ニヨリ特別ノ器具ヲ必要トスル場合ハ之ヲ設備セシムルコトヲ得

- 一 纏 一
- 二 大旗 一
- 三 高張提灯 一
- 四 唧筒 若干
- 五 指叉 若干
- 六 梯子 若干
- 七 薦口 若干
- 八 水桶 若干
- 九 掛矢槌 若干
- 一〇 鋸 若干
- 一一 斧 若干
- 一二 手提灯 若干

一三 消防器具藏置場

一四 詰所

一五 火ノ見櫓若クハ火ノ見梯子

以上ノ外必要器具建物

第三十八條 組又ハ部ノ纏ハ左ノ徽章ヲ附スヘシ

- 一 組ノ纏ハ馬簾上部ニ幅三寸全一寸ノ子持黒線ヲ附ス
- 二 部ノ纏ハ幅三寸ノ黒線一條ヲ附ス

第三十九條 馬簾ハ允許ヲ得ルニアラサレハ金條ヲ使用スル

コトヲ得ス

第四十條 被服、旗、提灯ハ様式ニ依リ調製スヘシ

但小頭以上ハ甲號被服ト乙號被服トヲ混用スルコトヲ

得

(明治四十二年七月
縣令第四十四號改正)

第四十一條 市町村ニ於テ消防組員ニ諸手當ヲ給與スルトキハ左ノ區別ニ依ルヘシ

- 一 口手當、年手當
- 二 出場手當
- 三 夜警手當
- 四 辨當料
- 五 傷痍手當
- 六 吊祭料
- 七 遺族扶助料
- 八 功勞賞與

第七章 信號

第四十二條 火災ニ際シテハ左ノ信號ヲナスハシ

一、知ラセ何々通(何字又ハ市町村)ト呼ビ



此信號ハ出火アルコトヲ知ラシムルニ止ムルモノトス

二、消防組繰出



此信號ハ消防組繰出ノ信號トシ稍下火ニ至ル迄打信スルモノトス
但シ此信號ハ消防組設置及應援区域内ニアル出火ナルトキハ信號係ニ於テ直
チニ打信シ區域外ナルトキハ警察官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ打信スルコ
トヲ得ス

三、鎮火



此信號ハ鎮火ヲ報スルモノトシ二聲限リ打信スルモノトス

四、近火



以下略ス

此信號ハ近火(信號鐘所在ノ町又ハ其隣町若クハ隣々町等接近ノ場所ニ出火
アルトキ又ハ其所在ノ大字ニ出火アルトキ)ヲ報スルモノトシ適當ノ時間打
信ヲ繼續スルモノトス
信號鐘ハ信號係又ハ警察官若クハ組頭小頭ノ命ヲ受ケタルモノニアラサレハ
之ヲ打ツコトヲ得ス

附則

第四十三條 已設ノ纏ハ本則ニ抵觸スルモノト雖モ其使用ニ
堪ユル期間ハ其儘使用スルコトヲ得

第四十四條 此細則ニ所轄警察署長トアルハ警察分署長ヲモ包含ス

第四十五條 水防組ヲ設ケントスルトキ若クハ消防組ニシテ火災警防ノ事務ヲ兼ネ行フモノハ本則ノ規定ヲ準用ス

第四十六條 明治二十七年五月縣令第三十六號消防組規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

甲 號 被 服

名稱	組	頭	部	長	小	頭	消防手
襟章	左右ノ襟ニ圖ニ示ス如ク白字ニテ組名職名ヲ染抜ク	全上組名	部名職名	全	全	全	全上
袖章	袖口ヨリ凡二寸五分ノ所ニ圖ニ示ス如ク幅五分ノ白線四條ヲ染抜キ若クハ之レヲ付ス	全上	三條上	二條上	條上	○	

乙 號 被 服

帽

名稱	組	頭	部	長	小	頭	消防手
背章	圖ニ示ス如ク白圓形ニ染抜キ其圓形内ニ朱ニテ市町村ノ頭字一字ヲ入ル	全	全	全	全	全	全上
腰章	圖ニ示ス如ク幅八寸ト四寸ノ白線二條ヲ以テ山形ヲ染抜ク	全	全	全	全	全	全上
地質	黒又ハ紺絨	全	全	全	全	全	全上
製式	海軍形ニシテ黒色ノ眼底及踵組ヲ付シ頸組ノ兩端帽ノ兩側ニ各一個ノ鈕ヲ付ス	全	全	全	全	全	全上
徽章	前章ハ組ノ徽章ヲ付シ周圍ニ線ヲ付セス	全	全	全	全	全	全上
鈕釦	金色形三分形狀適宜	全	全	全	全	全	全上

上衣

一六八

名稱	組	頭	部長	小頭	消防手
地質	黑又ハ紺絨	紺又ハ紺絨若クハ紺小倉	全上	全上	全上
製式	長「ジャケット」	全上	全上	全上	全上
袖品質	白羅紗若クハ白打紐	全上	全上	全上	全上
章裝式	白線幅三分四條ヲ袖口一寸五分上 リ表平面ニ付ス各線ノ間一分五分 加	白線三條 ヲ付ス他 ハ全上	白線二條 ヲ付ス他 ハ全上	白線一條 ヲ付ス他 ハ全上	全上
鈕釦	胸五個一行金色徑五分無地	全上	全上	全上	全上

袴

地質	上衣ニ全シ
製式	普通
全上	全上
全上	全上
全上	全上

高張

名稱	組	用	部	用
製式	筒形	全上	全上	
徽章	上部ニ赤線九寸一條及六寸一條ヲ 付シ中央ニ何々組ト記ス	全上	何組何部ト記ス	

提燈

名稱	組	頭	部長	小頭	消防手
製式	馬乘形	全上	全上	全上	全上

一六九

甲冑被服

地質木綿紺地

面表



面裏



旗

徽章	製式	名稱	組	用	部	用
上部二赤線大九寸小六寸ノ 二條ヲ付シ中央ニ組名ヲ記ス	筒形全上全上全上	何市町消防組 何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭
上部二赤線大九寸小六寸ノ 二條ヲ付シ中央ニ組名ヲ記ス	筒形全上全上全上	何市町消防組 何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭	何部組頭 何部組頭 何部組頭



帽



上鈕
衣鈕

上衣表面



組頭袖章



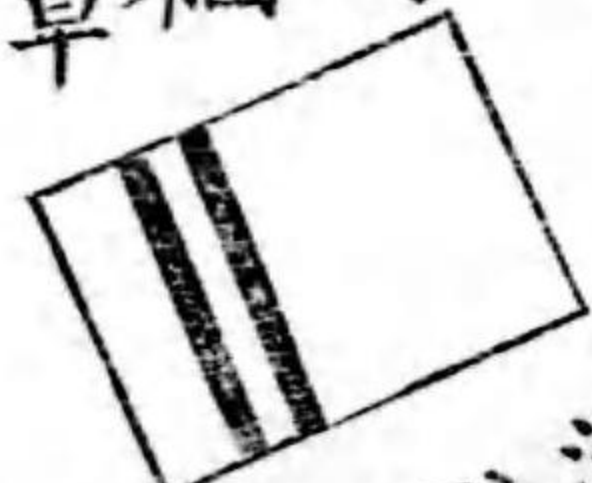
袴



部長袖章



小頭袖章

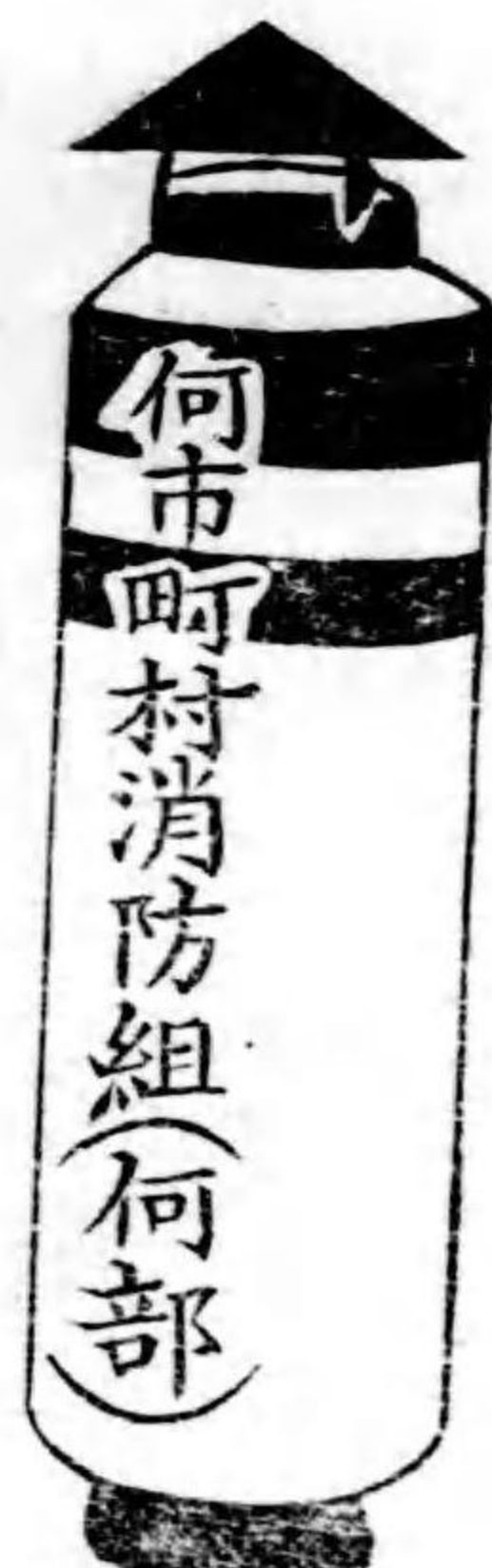
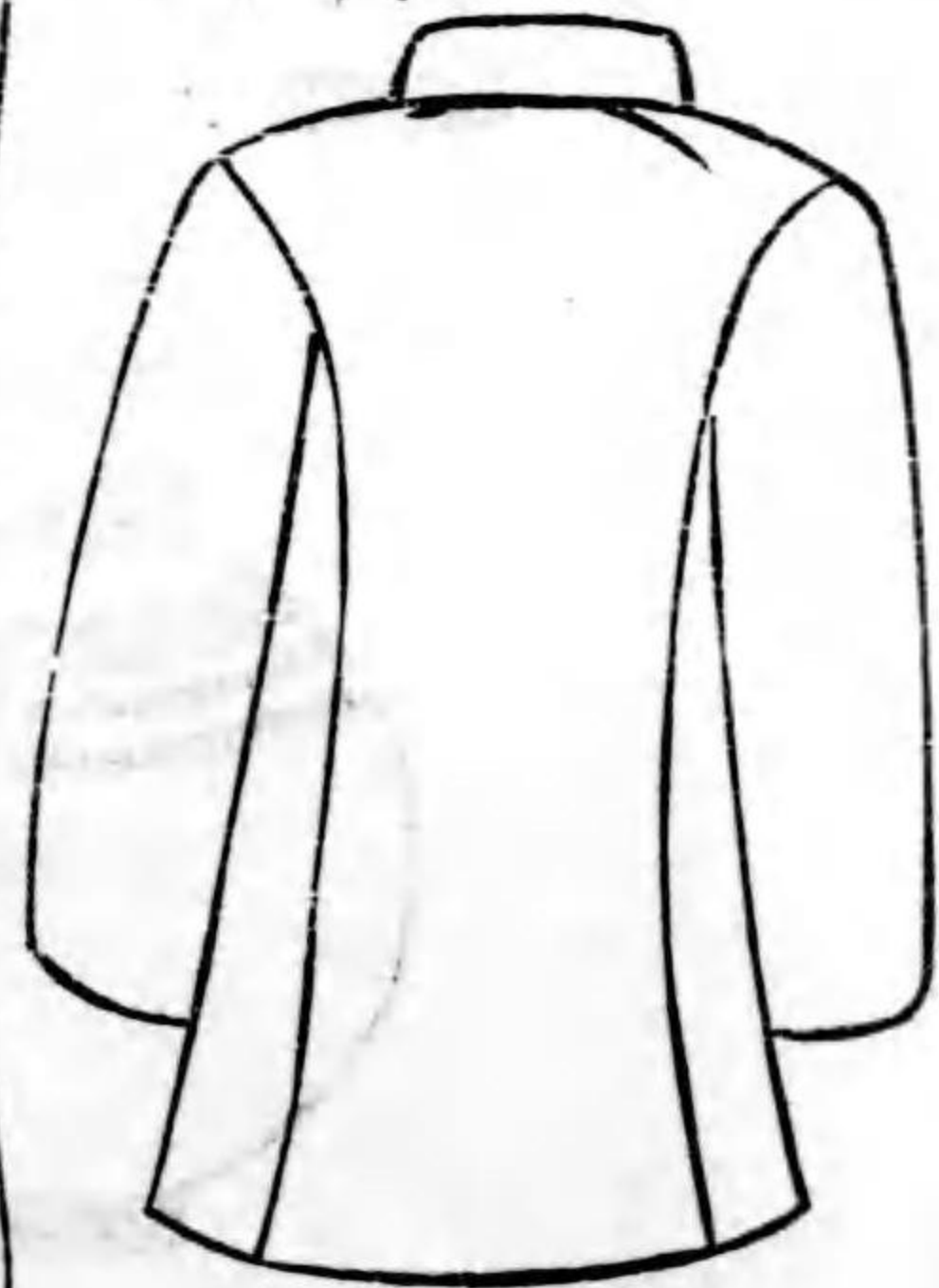


消防手袖章



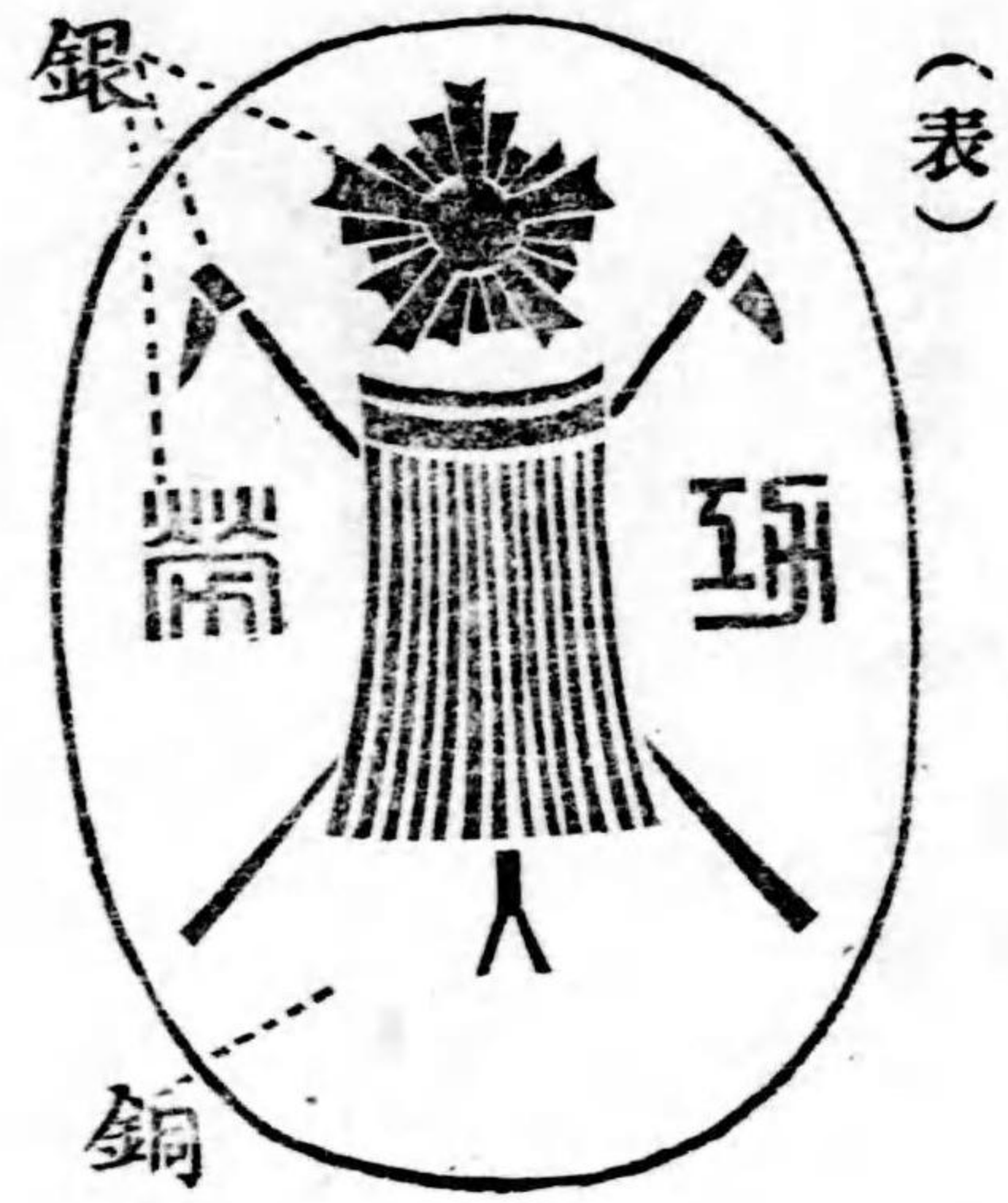
一七三

上衣背面

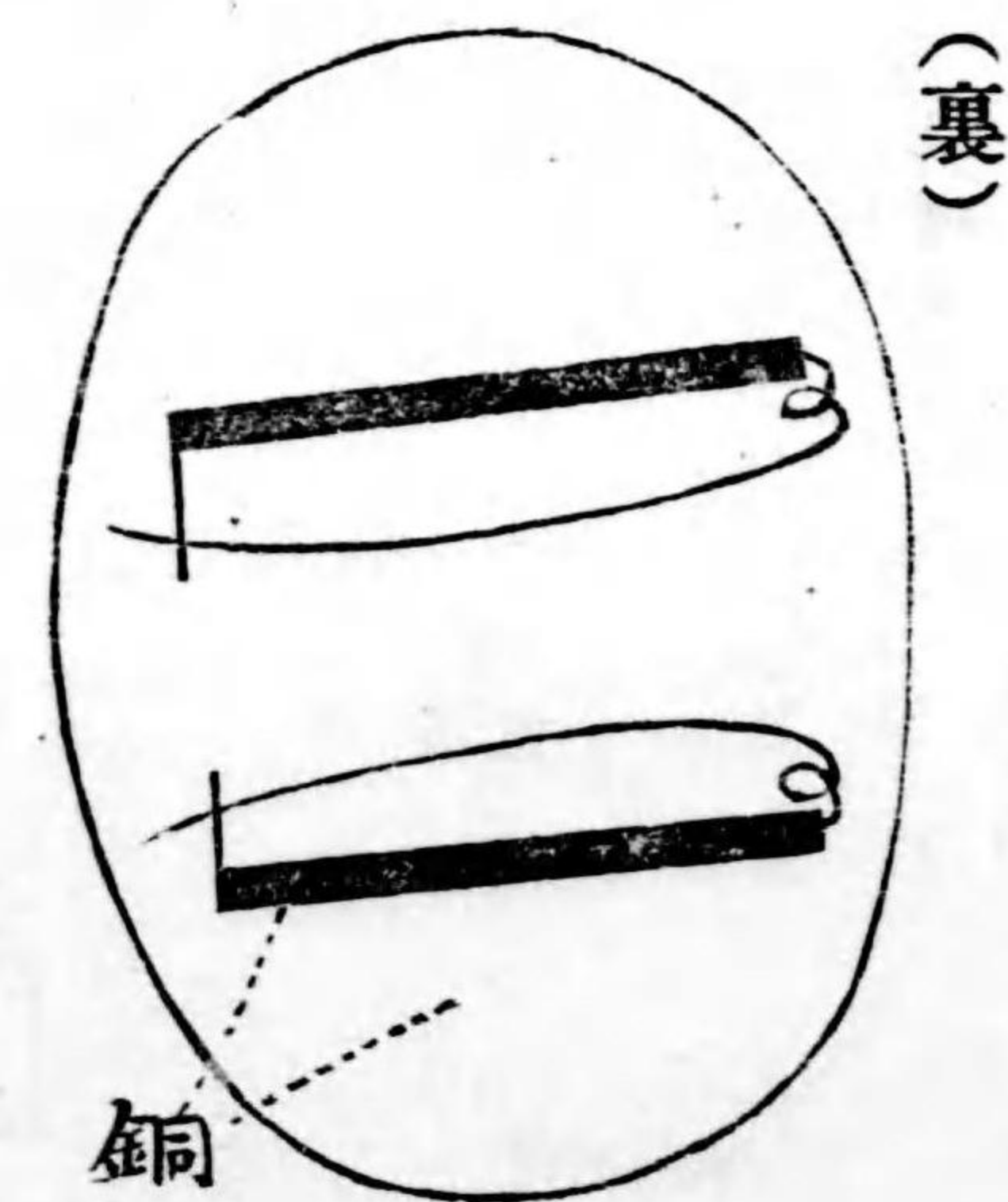


一七二

(章 勞 功)



(表)



(裏)

消防組規則施行細則 (終)

